

第二十二回国会 大蔵委員會議録 第九号

昭和三十年五月十九日(木曜日)
午前十時五十四分開議

出席委員

委員長 松原喜之次君
理事加藤 高藏君 理事内藤 友明君
理事大平 正芳君 理事奥村又十郎君
理事横路 節雄君 理事春日 一幸君
有馬 英治君 宇都宮徳馬君
杉浦 武雄君 中山 榮一君
夏堀源三郎君 坊 秀男君
前田房之助君 森下 國雄君
山本 勝市君 淺香 忠雄君
川野 芳満君 黒金 泰美君
小山 長規君 薄田 榮朝君
古川 丈吉君 石村 英雄君
石山 權作君 木原津與志君
横山 利秋君 井上 良二君
川島 金次君 田万 廣丈君
平岡忠次郎君 町村 金五君
出席國務大臣 一萬田尚登君
出席政府委員 大蔵大臣 渡邊喜久造君
(主税局長) 大蔵事務官 河野 通一君
(銀行局長) 農林事務官 新澤 寧君
(食料庁総務部長) 専門員 椎木 文也君
専門員 黒田 久太君

に選任された。
同月十九日
理事春日一幸君委員辞任につき、その補欠として同君が理事に当選した。

五月十七日

減税政策に関する陳情書(大阪商工会議所会頭杉道助)(第一〇五号)
オーパー・ボロウイング解消対策確立に関する陳情書(東京都千代田区丸ノ内一丁目二番地経済同友会山際正道)(第一三三号)
揮発油税すえ置きに関する陳情書(東京都新宿区四谷一丁目社団法人東京自動車協会長柏村毅)(第一五九号)

同(東京都千代田区丸ノ内一丁目一番地国際観光会館内日本自動車会議所会長早川慎一外二十四名)(第一七二号)
昭和三十年年度税制改正に関する陳情書(京都商工会議所会頭中野種一郎)(第一六〇号)
門司税関下関出張所を支署に昇格の陳情書(下関市長福田泰三)(第一六一号)
同(山口県知事小沢太郎)(第一七三号)

証券投資信託に対する税制改正に関する陳情書(東京都中央区日本橋兜町日本証券業協会連合会長小池厚之助)(第一七一七号)
昭和三十年年度道路予算並びに地方道路税制度に関する陳情書(東京都千代田区三年町尚友会館内全国道路利

用者会議会長本多市郎)(第一九二号)
洋紙に対する物品税撤廃に関する陳情書(大阪商工会議所会頭杉道助)(第一九三号)
を本委員会に送付された。

本日の會議に付した案件

農産共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案(内閣提出第七号)
昭和二十九年の台風及び冷害による被害農家に対して米麦を特別価格で売り渡したことに伴う食糧管理特別会計に生ずる損失をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案(内閣提出第八号)

漁船再保険特別会計における給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案(内閣提出第九号)
臨時通貨法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇号)
あへん特別会計法案(内閣提出第一一号)

所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五号)
法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六号)
国民金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二号)
日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出第二八号)
地方道路税法(内閣提出第三二号)

輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律案(内閣提出第三三号)
国税徴収法の一部を改正する法律案(内閣提出第三四号)
砂糖消費税法(内閣提出第三五号)
昭和二十八年年度、昭和二十九年年度及び昭和三十年年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三六号)

租税特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四一号)
厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第四六号)
開拓者資金融通特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第四七号)

○松原委員長 これより會議を開きます。まず理事の補欠選挙についてお諮りいたします。理事でありました春日一幸君が去る十六日に一たん委員を辞任いたしましたことがありますので、理事一名が欠員となっております。この際理事の補欠選挙を行いたいと存じますが、これは先例によりまして、選挙の手続を省略し、委員長より指名いたすに御異議ありませんか。

○松原委員長 御異議なしと認めます。それでは委員長におきましては春日一幸君を再び理事に指名いたします。

別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案外十六法案を一括議題として質疑を続行いたします。井上良二君。

○井上委員 大蔵大臣が見えますので、暫時事務当局に質問いたします。政府は、今まで日本の食糧の絶対不足の現状から、供出の義務制当制を採用してきたのありますが、この義務供出制度を廃止いたします。今度は予約売り渡し制を採用する、こういうことに改めることになったようでございます。そこで予約売り渡し制を採用します場合問題になりますのに、米価の問題がございしますが、この米価と並んで奨励金及び永久の免税の問題がからんでくるのであります。そこで事務当局に伺いたいのは、予約売り渡し制を採用いたしました後も、依然として端境期における時期別価格差を早場米に適用するつもりでございますか。それからもう一つ伺いたいのは、この予約売り渡し制を採用いたします場合、大体三十年年度の政府の買入れのいたす予想の買入れ石数はどのくらいで、そのうち早場奨励金による買付米はどのくらいを予定されておられ、またその奨励金はおよそどのくらいを予定いたしておられますか、これをまず伺いたないのであります。

○新沢説明員 お答え申し上げます。新しい制度に伴いまして、本年度からは米価の考え方を、従来は基本米価と奨励金と二つになっておりましたものを、この奨励金というものを今年はや

五月十八日

委員福井順一君及び水谷長三郎君辞任につき、その補欠として保利茂君及び春日一幸君が議長の名で委員

めまして、全部米価でいきたい、こういう考えをたてておられるわけがあります。従いまして、早場米につきましても、従来の早期供出奨励金という意味合いのものはやめる考えでおります。しかしこれは、端境期には当然需給事情に相応いたした価格というものがいかなる時期にも当然想定しなければならぬ意味合いのものでございまして、そういう意味合いにおきまして、従来の早期供出奨励金、あるいは過去におきまして実際にありました季節別の価格差等を考慮いたしまして、端境期における季節もしくは時期別の価格差というものを新たに設定して参りたい、こういうふうに考えておるわけでございます。

また新しい制度によりましての三十三年度におきまします予定集荷数量でございますが、これは実は今種々検討いたしておるわけでございますが、大体従来の政府の買入れました数量、あるいは今後現行の配給制度を維持いたしていきますというの必要数量等を勘案いたしまして最終的にはきめたい、本月末から来月早々にかけまして予約制度実施に伴いますあらゆる条件をきめて参りたいと思っておりますが、そのときまでは、この数量もはっきり目標数字を立てて参りたいと思っております。また従来の早期供出奨励金に該当する数量でございますが、この新しい制度になりまして、大体従来と同じくらいの数量がこの期間に出てくるのではないかとこのように考えておりますが、従来の例によりまして、大体八百万石前後のものが十月までの間に出ております。本年度におきましても、それくらいの数量を想定していか

なければならぬものと思っております。ただ従来の早期供出奨励金に相当いたしますものについては、ただいま申し上げましたような意味合いで、新しく時期別価格差を設定いたして参りたいという考えでおりますので、奨励金の総額という意味合いのものは、現在のところ予算面としては別に計上いたしておりません。この時期別価格差と時期別の予定数量をかみ合せてこの金額が出てくるのでございまして、価格の方は先ほど申し上げましたように、全体の米価決定の際にあわせて決定いたすということにしておりますので、現在のところまだ時期別価格差を確定的にきめておりません。従って金額的にも、ただいまこれが幾らくになるだろうかとということはまだ申し上げられないわけでありまして、

○井上委員 そうすると、従来の早場奨励金はこれをやめて、時期別価格差によって買上げていく、こういうやり方に改めるということでありまして、ところが最近政府が各地方庁に出しました通達の中に、集荷促進協力費として奨励金と手数料を支払う、これは別途に考えるということが書いてあります。この集荷促進協力費としての奨励金とは何を意味しておるのですか。これは予約売り渡しの意味の奨励金でありますか。そうだといたしますと、予約売り渡しの見込み石数は一体どのくらいか、予約売り渡しに登録をされて参りますか、この予約売り渡しの見込石数及びそれに基きます売り渡し奨励金というものはどれくらいを予想いたして参りますか。

○新沢説明員 ただいま協力費のお話でございますが、現在新しい制度に伴いまして私どもの方で考えておりますのは、従来集荷委託費という形で各地方庁、あるいは各農業団体等に支出された金額がございましたが、それは今後は、従来の供出割当という形がなくなりまして、従いまして集荷業務を地方庁に委託をするという関係がなくなりまして、委託費というものは、今後の新しい予算ではなくなつたわけでございます。ただ新しい制度に移りまして、地方庁の方、あるいは各農業団体等には、この新しい集荷制度の運営につきましては多大の御協力を仰がなければならぬので、それに対していろいろ活動の費用が必要とされるわけでございます。そういう意味合いにおきまして、従来の集荷委託費に相当いたしますものを協力費という名前を出すことにいたしておるわけでございます。それが協力費でございます。

一本化という意味合いにおきまして、奨励金という名のついたものは出ないわけでございますが、予約をできるだけたくさんしていただくという意味合いにおきまして、予約に基いて売り渡しました場合と、そうでなくて売り渡した場合には若干の区別をして参りたい、こういうふうに考えておるわけでございます。

○井上委員 そうすると、今年、この予約売り渡し制度が採用される場合は、奨励金は全然出さない、こういう考え方のようでございますが、そうしますと、昨年度産米で早場米の供出が六千五百萬石、この奨励金額が七十九億六千五百萬石、超過供出の石数が五十二億八千七百萬石、これに關係する奨励金が六十七億六千八百萬石、この奨励金がそれぞれ免税の措置が講ぜられまして、二十五億の免税になっておる。この奨励金総額で約四十億ほどになるのかと存じます。これに税金を加えますと百七十億くらいに達するのです。この農民の負担軽減のためにとりました措置は、年度の新しい制度では一体どう合理化しようとお考えになっておられますか。

○渡辺政府委員 税の問題でございまして、私の方からお答えすべきものと存じます。お話のように早場米奨励金、超過供出奨励金につきましては、従来議員提出の立法でございましたが、この数年税の方を負けておりました。今度そういう奨励金をやめました。しかしそれではそうしたものをほんとうの意味で全然なくして、値段を一本にしてしまふかという、そうでなくて、いわば奨励金という名前で

出ましたものを価格の方に織り込むといたしたような意味の措置として全体を持っていこう、こういう考え方になつておるわけでございますので、従来国会の方で何回か御提案になりまして税金を負けてきた、そうした御趣旨にもかんがみまして、今大蔵省と農林省で話し合つておられますが、そうした供出米につきまして、何らかの一部免税措置といひますか、従来免除していたと大体同じ程度の免除額になるような免税措置を考えたいということをお研究しております。予算におきまして、これはこの委員会ではまだ御説明申し上げませんでした、予算総会では御説明申し上げておきました、農業者所得としてわれわれの方で一応見積つてございまして、石当りの米価が九千二百二十円、昨年の九千二百二十円の数字を一応そのままとしております。これは昨年の基本米価と同じ数字でございます。本年は一応予算書では、償還代をどういうふう計算するかで多少これは違いますが、一応そういう数字で予算を積算してございまして、予算の通りきまりましたとしても、そこに相当の開きがあるわけでありまして、

大体その開きによる税の——そのままであれば、そこに相当の税収入の増加があるわけでございますが、それを大体一応の財政的に頭に置きまして、九千二百二十円程度になる減税を考へていきたいということをお農林省と今相談して参ります。ただ具体的にどういふにやるかという問題につきましても、これは農林省の方で米価のきめ方をどういふふうにきめていくかという問題でございまして、今の早場米の米価

○新沢説明員 見通しの問題でございますので、どうお答えしていいのかわかりませんが、私どもとしましては、ぜひこの程度のものは予約ができるようにということで、米価につきましても早くきめる、あるいは農業団体の方々に御協力を願ひまして、この集荷に努力いたしたいというふうに考えてお

を買い入れました後に代金を払って
 ったのです。今度は現物を買ひ入れる
 前に一部代金を払うわけです。實際は
 から買ひをやるわけです。これが普通
 の工業生産品のように原材料、動力、
 生産施設というものが完備しておっ
 て、月々の生産高というものが大体予
 想されております場合ならばそうわれ

するといふような形もとらせず、またこれは指導ということになりまして、ぜひそうしろという強制はできないと思いますが、できるだけ前払い金とは直ちに消費的な用途に当てないで、米の作柄が確定するまでの間は預金として持つておく、そして作柄が確定して、十分予約したものの売り払いが完了する

度に交えるという場合においても、法律を改正しないで、食糧法で残して置いて、一つの行政事務の変更といひますか、食糧買入れ制度の変更という行政事務上の手続の変更によつてやれるような解釈をいたしておるようであります。これはもう非常な大きな誤りであらうと私は思ひます。これほど

お考えになりますか。

○新沢説明員　まず食管法の改正の問題でございますが、これは確かに一つの御意見といたしまして、食管法を變えまして、一方に義務制を排除した新しい制度を立てるということももちろん考えられるわけでございますが、私どもは、今日の食糧事情から見まし

て、まず集荷団体の非常な熱意を十分感じておりますので、いわゆる集荷団体の活動ということで所期の目的を達成し得るというのを確信しておるわけでございます。しかし事食糧の問題でございますので、やはり万が一の場合を考えまして、義務制を直ちに廃止するということもいかかかと存じますので、食糧管理法上の現行の政府に対する売り渡し義務の規定というものはなお存置しておきたい、こういうふうに考えておるわけでございます。

そうしてこの新しい制度が固まるに伴いまして、食糧法の改正の根本の問題は考えていきたい。過渡的なことでありますので、確かに新しい制度と食糧法の問題についていろいろ御批判が生まれてくると思いますが、やはり過渡的のことであり、初年度から一足飛びにそういうことをするのはいかがかと、いうふうに考えておるわけでござい

ます。なお前渡金の会計法上の問題でございますが、これは私もいろいろ大蔵省とも御連絡をいたしました結果、法の改正までいかなくても、政令の改正でいき得るということで今考えておるわけでございます。また私もこの制度を考えました一つの参考となりましたものの中に、タバコにおきます前払金制度があったわけでございまして、この新しい制度に伴いまして一部代金の概算払いということを考えてわけでござい

ます。ただ回収が一步誤りますと、国の財政に大きな影響を与えますので、この回収方法につきましましては、もちろん集荷団体とも事前に十分相談をいたしまして、集荷団体もそれならば責任を持って政府の方に対する回収の保証をいたしますという御返事も得ましたので、この制度を保証の制度とあわせて実施をするという考えをきめたわけでございます。

○井上委員 いま一点伺います。これは主税局長から御答弁を願いたいのですが、主税局長の方でも、米価がどうきまるかということの大体のめどがつかぬと、どのくらいの減税をするかというこの見込みが今立たぬというふうな御返事でございます。昨年度の供出米に対する減税の処置の比率というのはおおよそ出ておりますか。大体本年度もまた昨年度行いました減税の比率を適用すればいいじゃないか、こういうふうに考えますが、そうはいかぬのですか。

○渡辺政府委員 その点でございますが、今農林省からいろいろお話がありま

す。それは、基本米価が何にでもなるというのではまた問題があるわけですが、基本米価は従来の九千二百二十円より相当上げる、そうしまして、予約買付でもって供出した分について何割か——ちょうど輸出関係でやっておるような、ああいう考え方だと考えていいと思ひますが、一部免除をするような考え方を入れてくれないか、こういうふうになりますと、結局問題は、保有米の値段をどうきめるかという問題が一つあるのです。従来の制度でござい

ますと、御承知のように基本米価が九千二百二十円、そうすると、保有米課税の標準は全部九千二百二十円で課税して参りまして、そうして奨励金の分だけ免除していただくわけでござい

ます。そうすると、要するに保有米の値段もおのずから上ってくるという問題も出てくるわけでありまして、そこで従来と違った考え方がそこに入ってくるわけにならないという問題が一つあります。ただその場合に、一体保有米の値段をどうきめたいのか。基本米価が何にでもな

って参りました場合にどうきめるべきかといった問題は、やはり相当慎重に検討して結論を出すべき問題ではないかというふうに考えられるわけでありま

す。従いまして、従来のように同じ予約買付でござい

ます。基本米価はたとえ九千二百二十円にして、奨励金をそれと大体従来と同じようにつけていくのだという考え方でござい

ます。従来の義務供出が今度の予約買付の制度と変わりましたが、従来の先例がござい

ます。それから、考え方を従来通りにしていいじゃないか、こういう考え方ができるわけではござい

ます。今農林省で考え、政府で考えておりますところは、そうした奨励金制度は一切やめてしまおう、全部基本米価に入れよう、こういう問題になって参りますから、従いまして、保有米の値段がそこで上ってくる。そうすれば、おのずから今度の供出分についての税金を

いますと、基礎控除なり扶養控除したあとへ残った金額に対して税率が適用されて八十億の額が出てくるわけでありまして、その上積みの方がますますなくなってしまふとすれば、それは農家として一応の課税の所得として計算には出て参りますが、しかしそれが基礎控除、扶養控除で消えてしまふと、税額に入っていない、こういうことが考えられますので、それで今申したような結論に私はなるのではないかと、いうふうに申し上げているわけなのです。

○井上委員 昨年、さいぜんも申し上げました通り、奨励金の免税は二十五億に達している。今かりにあなたのおっしゃる通り八十億が全部なくなるとしても、この二十五億を八十億から引けばあととわづかです。そこでたかだかあなたの言うことが全部いいとして、そのことによって供米が宗達される方がいかに、それともなかなか思うように供米が完達されず、その反対に貴重な外貨を使って外米を輸入した方がいかに、どっちがいいとあなたはお考えになっておられますか。

○渡辺政府委員 第一の点でございしますが、われわれの方は、先ほど申し上げましたように、昨年度二十五億程度の税金を負けている。それは本年度も同じように考えていいということとで、それで先ほど申しましたように、九千二百十億で税額は計算してございします。従いまして、それをさういう考え方をしなかつたら、現在の八十億にさらに二十五億プラスされた数字が歳入の見積りに入ってくるわけですが、要するにその程度のことば農林省とわれわれの方とで一緒に話し合つて考えて

いるわけなのであります。従いまして、今お話のようなことになりまして、八十億云々ということになりますれば、それは二十五億のほかにさうした分がおそらく税収入としては減つていくのではないかと、こういうふうなことになるわけでございます。

その次の外貨の問題と税の問題とどう天びんにかけるか、これは私はいろいろな考え方があろうと思ひますが、われわれといたしましては、農家が所得税は全然負担しないといつたような姿になることは、これは他の税との関係からいひまして、どうも賛成できないと現在考えております。二十五億程度の問題につきましても、いろいろな議論があるわけでございますが、これは米の集荷といつたような問題とも関連いたしまして、やはり考えていくべきではないかと考えております。それ以上の問題につきましても、ちょっと考えるべきではないのではないかと、大體農林省ともその線で話し合つてい

○井上委員 渡邊さんのお考えは、税をとる立場に立つておられますから、当然のお考えだと存じますが、国全体の経済といふことを考えますと、私どもといたしましては、やはり食糧がどう確保されるかといふことが前提になりますものから、そこで食糧の所要量を集めるためには農民を納得させなければならぬ。納得さす根拠は何と申ししましても米価であります。その米価が生産費を償ふ価格であるかないかといふことは議論の余地があります。が、今までどつちもかといへば、生産費を償ふ価格ではない、だから採算が合

情に置かれたために、今まで十年も十五、六年も続けてきた供米制度を廃止して、新しい制度によつて米を集めようといふ考え方に立つた。これは、この新しい制度を採用するに當つて———それから大蔵大臣に聞くつもりでありまふけれども、問題は農民が納得する米価が算定されるかどうか、これにかかつておるわけでありまふ。すでに農業団体の方から政府に対して、石当り一万二千五百円で買ひ上げてもらいたいといふ要求がされておる。一万二千五百円で政府が買ひ上げるならば、政府が奨励します予約売り渡し制度を支持しよう、協力しよう、もしそれができなければわれわれの方は協力ができないといふ非常な決意でおるわけなんです。ところが、かりに一万二千五百円の米価といふことになりましたと、消費者米価を上げない限りにおいては、現在の消費者米価との間に少くとも五、六百億の財政負担をしなければならぬことになる。消費者米価を上げれば、全般的の給与ベースも上げなければならぬことになってくるし、物価は上つてくるし、国際収支は悪化してくるといふことになって、全体がぐずれてくる。だから一にかかつて米価を農民の納得する価格に上げることにある。上げさすれば、農民といへども納税の義務を怠るものではないのですから、採算の合はぬ価格で強制的に買ひ上げるところに問題があるのです。採算が合はぬ価格をきめて、それで強制的に買ひ上げようとするから予定通りの米が集まらぬといふことになってくる。そこで集めようとして、奨励金制度を使い、減税制度を使って米の集荷をはかつてきたわけです。今度は奨励金を全然や

めてしまふ、ただ一部減税だけは何か考えようといつておるが、問題はそこにかかつておつて、政府が米価の算定を何ぼにしようとするかといふことが大きな問題になります。だから米価が他の工業生産品と比べて採算の合ひ十分な価格であるといふことがきめられまふならば、当然税金は負担しなければならぬ。今年の産米価格も、いろいろ生産方式を検討してきめようといひしておられますけれども、この生産方式の算定がまた非常に政治的に取り扱われて、おそらく一万円前後の価格にきめられるのじゃないかと私は見えておる。そうすると、農民側の要求します価格との間に二千万の開きを

出すのではないかとわれわれは見えておる。そういう状態のもとに供米を進めましても、實際上そんな政府に予約売り渡しはしないことになりはせぬか。そうならば、現実には絶対量が不足をいたして参りまして、輸入をふやさなければならぬことになるが、そうなるの大へんなことになりはせぬか。だからこの際、米価があまり引き上げられな

いのが国の経済の現状から考えて、減税の面で何とか考えてやるべきが妥当でないかといふ意見が出てくるので、この点をもちつと政治的に御考慮を願ひたい。私どもは、農民は米を作りさえすれば税金を負担せぬでもいいのだ、さういふ考え方は持つておりませぬ。農民といへども正当な所得を持つております以上は、当然税の対象になり得るのです。ところがその正当な所得の算出の基礎になつております米価というものが、非常に採算を割つておる価格できめられておるといふところ

に、その税がかけられない原因が起つておるのです。だから税金を負けたらどうか、こう考えておるわけだ。それでわかりませんか。

○渡辺政府委員 現在の米価について、これが適正な価格であるかどうかといふことについては、いろいろ御議論はあろうと思つております。私は自分の仕事柄といたしまして、その点についてあまりいろいろ意見を申し上げることは適当でないと思ひますので、これは申し上げませんが、ただ井上委員のお言葉の中で、奨励金をやめて云々とおっしゃつておられますが、従来の基本米価をそのまゝにしておいて奨励金をやめるといふことを考えておるのではなくて、従来の奨励金を基本米価の中に織り込むといふことを考えておるわけ、農民の方の手取りを減らすといふ趣旨であるわけではないのであります。ちよつとお言葉のあれと少し違ふように思ひますので、一応申し上げておきます。

それからもう一つ、われわれの方として申し上げておきたいのは、現在の基礎控除、扶養控除等がだんだん上つてきましたために、一時は農家の中で所得税を納めておる方が三百万人以上あつたわけでございますが、現在の法制でございまして、今度の減税後におきましては、われわれの方で見積つておりますところでは六十五万三千人、農家といひましても非常に一部の方であるといふふうに思つております。従いまして、税金の問題は、やはりごく一部の方だけの関係の問題であるといふことも考えてみなければならぬ。従つて全部の農家についてそれが影響するものではない。やはりこの問題を

お取り扱いになる上におきましては、とにかく比較的富農の方だけの問題であるということも考えてみなければならぬというふうに思っております。

○井上委員 それは、なるほどあなたの議論で申しますと、いわゆる過小農家、零細農家はほとんど免税になつて、実際は富裕農家だけが残つておる。その富裕農家にかかるところの税金を免税する道はないじやないかというふうな一つの低額所得者減税論から、そういう意見も出て参ります。しかし私どもは、かりに実際面の上ではそういう実情になつておりましたも、全体の米をどうして集めるか、どういふふうにして所要量の米を政府は集めるかということにかかつておるのですから、政府の手に米を集めるための何かよい方法はないかということ、いろいろの方が衆知をしばつた結果、そこで奨励金制度が考えられ、減税制度というものが考えられてきておるわけです。だから、農民を納得せしめるだけの米価がきめられますならば、これは当然都市の所得者と一緒にはり税をお取りになつてけつこうです。またその場合は、当然供出も政府の予定数量になるでしょうから、われわれとしても問題といたしておりません。これは、食糧を一体どうして確保するかというのを政治的に、また國の置かれておられます現在の財政規模の現状から、主税当局としても慎重に御検討になつて、もし米価が農民の納得するだけ上げません場合には、減税の面で相当考慮するというのを御検討願ひたい、このことを私は申し上げておきます。

大臣が参りましたから、大臣に二、

三質問をいたしておきたいと思ひます。大蔵大臣に質問をいたしたいのです。ただいま主として政府が本年から実施しようとする米の予約買付制度の問題について事務当局に質問しておりますが、大蔵大臣は、わが國の財政規模の現状から、今年の産米の価格はいかほどを想定されておりますか、これを伺ひたい。

○一萬田國務大臣 お答えします。大蔵大臣といたしましては、財政の見地から米価はこういうふうにあつてほしいという考えはないことはありませんが、しかし米価はいろいろの手を経ていろいろの関係者でまゐることでもありますので、今私がここでどういふ米価を申し上げることはいたしません。

○井上委員 大へんな御答弁です。少くともこれから一年間の予算を組んで日本の産業経済をより立てていくという大蔵大臣が、本年の産米の米価はこの予算のワックからどの程度が妥当と考えるということがきまらぬで、一体どうして予算をきめたのですか、それを伺ひたい。

○一萬田國務大臣 予算の編成の上から申し上げれば、予算米価は一石当り九千七百三十九円ときめておるわけでありました。

○井上委員 大蔵大臣が本会議において御説明をいたしました財政演説の中に、御存じの通り、わが國の自立経済を達成するのに所要の対策をこれこれ進めていく、そうすることによって、日本の経済は自立の方向へ確実に進んでいくということをあなたは力説されておるのでありますが、その自立経済達成の中心は、大蔵大臣の御演

説を伺ひ、かつ通産大臣の経審長官代理の経済政策の方針を聞きましても、貿易政策に中心を置いておるようでありました。これはわが國の経済をより立てる上において絶対に推進していかなければならぬ、振興いたさなければならぬ重大な國策の一つであります。その貿易を考えます場合において、輸出を推進していくことに非常に力を入れて、輸入に關係のあります品目についてあまり検討が加えられてないかといひますと、そうじやない、不要不急のぜいたく品目はできるだけ輸入を抑制する、これは當然のことでありますが、特にわが國の経済自立の上において重要な輸入品たる食糧の輸入について一体御検討をされたことがありませんか。御存じの通り食糧は年々不足を告げまして、ここ数年毎年来必要量全体の二〇％を輸入しておるのです。外貨は毎年五億ドルを使つてきておる。しかし毎年四千五百万ドルくらい新しく食糧費はふえていく現状に置かれておるこの実情から考えて、國內においての食糧増産を何よりも必死にやるべきことが食糧輸入を大幅に食ひとめていく唯一の道であると考えて、政府みずから食糧増産の五カ年計画、あるいは六カ年計画なるものを立てておる。しかるにその増産計画を裏づけるのに必要な予算は削つてしまつておるじやないか。それが一体どうして経済自立がき得ると大蔵大臣は考えになりますか。米が足らなければ外國から買つた方がいゝとお考えになりますか。その点を伺ひたい。

○一萬田國務大臣 お答え申します。自立経済達成の目標が一面において貿易の伸張であり、他面において國內資

源の開発に向けられるべきことは申すまでもありません。そういうような場合において、特に國內資源のうちでも、この食糧あるいは農業というものを取り上げた場合に、お示しのようになかなか貿易という見地にかりに立つにしても、大いに食糧増産をはかつて輸入を減少さすべきじやないかというお話については、私もほんとうにその通りと思つて、百パーセント賛成なのであります。これは単に貿易収支のしり合せのことばかりでなくて、食糧の増産とともに人口問題をある程度解決する上からも、國內資源、特に農業を盛んにすることの必要はだれも異論はないと思ひます。今度の三十年度の予算においても、そういうことをできればやりたいと思つておるのでありますが、いいことはやりたいのですが、どうも三十年度は悪いときだと私は思つてゐる。三十一年度だったらうまくやれるのであります。三十年度は絶食している病人の最後の段階みたやうなときなので、何かを食へさせると喜ぶのに違ひないのだが、食へさせると胃がやうになるという非常にむづかしいやうが、そういう意味におきまして思うようにいかない。まあできるだけやっておるわけでありました。私は全く異論がありません。お説の通りに拝聴いたします。

○井上委員 来年になつたらと申しますが、そのときまで鳩山内閣が続いてくれればいいのですが……。私も現在予算審議をいたしており、予算に關係のある税制を審議いたしておるのであります。この観点からたゞいま申

しますように、政府みずから何とか自立経済を達成したいということで、六カ年計画を立てて必要な予算を計上しているのに、ひとり食糧増産關係の予算が大幅に削減されておる。災害復旧費においてばかり、土地改良においてばかり、ことごとく削られてしまつてゐる。そういうふうに予算に現われてきた結果は、あなたの主張していることを裏切つてゐることになっていませんか。どういふわけで一体食糧増産關係の予算を前年度に比べて大幅に削減したのですか。國內では米を作らなくてもいいのか、足らなければ外國から米を買つたらいいと政府は考えているのですか。といひますのは、たとえば本年政府が國會に出しておりますこの食糧の買入れの予定を考へてみて、内地米におきまして五十五萬五千トン買入れを手控へ、外國からは反対に十八萬七千トンよけい米を入れるという資料が出されておる。國內産米をできるだけ政府が買ひ上げる。そしてあらゆる手段を講じて外國からの輸入を減じていくということをやらなければならぬ。米は國民生活に絶対必要なものでありませうけれども、これは再生産をされるものではありません。われわれの必要とするものは、外國に輸出ができます原料と、新しい科学技術を得るだけ多く入れなければならぬ。米のような消費物資はできるだけ國內において増産をする。そのためには全力をあげなければならぬといふことで、國會をあげて各党ともこの農村振興、食糧増産には選挙を通し、ふだんを通して常に叫び続けてきてゐる。しかるに、今度初めてこの内閣になつ

て食糧増産対策の諸経費が大幅に削られていた。この事実の数字の上から、大蔵大臣は、私がさいせん申したように、もう米は国内でそう作らないでもいい、外国から買ってもいい、率直にそうお考えになっておはしませんか。といひますのは、ただいま申します通り、輸出振興に対する所要の法的、税法上の措置は至れり尽せりに加えられておる。輸出を高めるためには、政府は輸出入銀行を通じて、あるいは他の資金的な措置を講じて、また税法上もいろいろの手厚い手当を加えて輸出を振興さそうとしておる。肝心の食糧の輸入を抑制して、国内でそれを増産する方がどれほど国の利益になるかわからぬのに、その点は全く手ばかりであります。あなたは先般日本に参りました世界銀行の訪日調査団の報告書をごらんになりましたか。この世界銀行の訪日調査団の報告書の第一においても、日本経済が直面している諸問題を解決するには、何よりもまず国内において食糧増産をやること、日本に課せられた当面の重大な課題であるといふことが言われ、その裏づけの数字として、今私が申しましたように、毎年全体の二〇%から輸入に仰ぎ、貴重な外貨を毎年五、六億ドルもこれに費しておる、こういうことをやっておったのでは日本の経済は成り立たないといふことを世界銀行の方からも指摘されておるじゃありませんか。これをあなたはどうかお考えになっていひますか。率直に一つ御答弁を願いたい。

○一萬田国務大臣 先ほどから申しましたように、私は井上さんのお考えと違わないのです。そこで今度その数字

を説明すると、実際面から考えて予算の数字の上で違ふじゃないか、こういうことになると思うのでありますが、予算の数字につきましては、今度の予算で減つておるのは、特に災害復旧費であると思ひます。これはやはり減るべき理由があるものであります。要するに、端的に申せば災害が少かつたといふことに起因をいたしておるのであります。私は農業、特に食糧増産についての熱意は決して人後に落ちないのですが、そういうふうないろいろな経費が多いから、単にまんべんなく多く振り向けたから食糧の増産が必ずしもできると思われぬ。それはそういうことができれば一そういいかもしれないが、私はそういう点について、特に今回は投融資という方面において考慮を加える。また今お示しになった世界銀行の關係においても、たとえば愛知用水というふうなものは近く妥結できるように私考えております。また同時に、一方に余剰農産物の輸入から来る資金、これも相当な金額がやはり農業の方の開発に向けられていくわけで、そういう方面から相当食糧増産に資金が回っていく。それからまた予算の面においても、金額は減つておりますが、たとえば特別会計に回しておるのが割合にあると思ふのです。そういうふうな、私がそういう考えを持ちながら、実績においてそう非常に農業を無視しておるというふうには考えておらないであります。私は同じような考えを持っておるのです。食糧増産については、もしも予算に欠けるところがあれば、他の面において、特に金利の安

くすることになるのでありますが、金利が

安くて非常に長期の金ということになれば、こういうものについては、私は借款を起してもいいだろうというふうな考えを持っておるわけで、この点申し添えておきます。

○井上委員 私どもは輸出に対する積極的な対策を推進するとともに、輸入品目のうちで、特に食糧と繊維の關係につきましては、国内で増産をされ得るものについては積極的にこれを増産する手を打つことが、結局国際収支を改善していく大きな道であり、ひいては自立経済の支柱となるわけでありますから、この点に対して特に大蔵大臣の積極的な対策を私は望みいたすのであります。

○一萬田国務大臣 先般の閣議で、政府が本年新しく考へております予約買付制を実施いたします場合の米価でございまして、ただいま米価は、まだどうなるかわからぬということであり、その税制を考へます上において、われわれが予算の中心ともいへ、また国民生活の上における重要な要素になっておる税制の問題を考へる場合においても、米価がどうなるかということとが非常に大きな問題になってきておるのであります。そこで、かりに政府は、予算米価を九千七百三十何円と押えておるのでありますが、この予算米価を米価審議会の議を経て引き上げられした場合、おそらく予算米価からは下るというのではないと思ひます。当然引き上げられるであろうということとが想定されますが、引き上げられた場合は、一体大蔵大臣としては消費価格はどうするつもりでございませうか、これを伺いたないのであります。

○一萬田国務大臣 お答えしますが、今私が消費者価格をどうするといふのもどうしようかと思ひます。これは農林大臣に一つ……これは農産物の価格ですから、おそらく農林大臣が決定されるべきものだと考えておりますが、私自身の考えとしては、消費者価格は上げるわけにいかないという考えであります。

○井上委員 非常にはつきり言い切つてはいたいたのですが、消費者価格は生産者米価が上げられても上げないといふことが明確になりましたから、当然賃金ベースにおいても、物価指数においても、そう変動はないということとが想定されます。そうしますと、かりに農業団体が一万二千五百円を要求している、昨年の二十九年度産米は九千五百円ですが、その間で調整をされませんか。実際の計数がまだ出て参りませんから、想定ではなはだ申しわけないのですが、私の想定をいたしますのは、少くとも一万円以上になるのではないかと考へ方を持っております。これがかりに一万円としまりまして、政府の予算米価が九千七百三十何円ですから、ここで少くとも石当り千円の開きが出るわけです。そうなりますと、その価格差は一体どう調整をいたすのですか。消費米価は上げない、生産米価は上げなければならぬ、その価格差は予算的にはどう処置されるのですか。

○一萬田国務大臣 これは食糧の問題になるのですが、生産者価格がきまらぬうちに、こうなつたらどうと一々やられてもしょうがありません。まあ私の考えでは、食糧の会計のうちにおいて善処をする、こういう程度をお答えする以外にないと思ひます。

○井上委員 それではもう一つ別の角度から伺ひますが、今農林委員会で減収加算の問題が政治的に非常に大きな問題になっておられて、一昨日以来農林大臣、大蔵大臣とも非常に頭を痛められておるようでございます。かりに減収加算額を想定いたしますと、当りまえに出せば三十三億ぐらいではないかといふことがいわれてゐる。三十三億という新しい財源に困つて、この財源を一体どこからひねり出すかといふことで、昨日予算委員会において、農林大臣は食糧特別会計からこれを操作する、こういう話でした。ところが食糧会計は御承知のように出入り勘定でありまして、こんな臨時的な金を出す費目はどこにもありません。またそんな操作は許されておられません。そうしますと、この減収加算額は、大蔵大臣としてはどこから一体はき出すものでありますか、そしてその金額はどのくらいを予定いたしておられますか、この際明らかに願ひたい。

○一萬田国務大臣 今御指摘の点につきまして、農林大臣と話し合つておるところであります。

○井上委員 農林大臣と話し合つておつて、また結論を得ておられますか。大蔵大臣としてはどうしたいのか。これは出さなければならぬとしたら、どういう方法で出したらいいか。これは大蔵省の了解なしに、農林省が勝手に出すことはできませんから、最高責任者たるあなたから御答弁を願ひたい。

○一萬田国務大臣 お答えいたします。大蔵大臣として財政的見地からい

たしますれば、非常に困難な状況にあるという事は申し上げても差しつかえはないだろうと思ひます。

○井上委員 財政上もう予算が出ておられますから、今ごろそんなものを要求されても、補正予算を出すというわけにもいきまいし、予算を組みかえるわけにもいきまいし、大蔵大臣としては、この金を出すのに非常に苦慮されておられるとはわれわれも想像いたします。ところが農林大臣は、はっきり出すという事を言明しておる。そうすれば、あなたの方にこの金を出してくれと交渉をやっておるに違ひない。そうなる、あなたとしてはその金を出さなければならぬが、あなたとしてはまだ出すところについておられませんのか、それとも何とか工夫して出そうとするのですか。河野農林大臣は食糧特別会計から出すという答弁をきのうされたようでありましたが、食糧特別会計からこの金を出すという事は、特別会計本来の任務から逸脱する支出でありますから、かようなことは考えられません。そうすれば予備金から出すという手がありますが、予備金を出す意思がありますか、この点をもう一応お答え願ひたい。

○一萬田國務大臣 そういろいろいなことをまだお答へする段階になつていないのでありますが、今いろいろお教へをいただきましたので、その点は十分考へていきたいと思ひます。

ければならぬ政治的な問題が起つておるわけですが、今度米価改訂に伴つて、消費者米価は据え置くということにいたします以上は、当然ここに大きな価格差が生じて参りまして、食糧会計では背負ひ切れない事態が起り得ると思ひます。わずかの減収加算でありま

ならず、当然年度末において調整はでき得ると思ひますけれども、現実には大きな価格差が出ました場合には、食糧会計で背負ひ切れないことは明らかだと考へます。あなたが予算上消費者価格を上げないということと言明されま

した以上は、当然価格差の差金をどう負担するか、一般会計からどう一体これを補うかということについて御検討願ひなければならぬが、大蔵大臣としては、一般会計から補てんするつもりでありますか。食糧会計ではどうしていきかぬ切れないであらうと思ひますが、この点に對する御見解を伺つておきます。

んと予約供出制度がきまらないので

す。予約供出制度がきまらない限りは、本年の産米の集荷の予定が立たない。産米の集荷の予定が立たぬということになると、予算全体がぐずれてくるのであります。これは財政上重大な問題だと思ふのです。従つて私も、お

○一萬田國務大臣 私は何も井上さんの御質問にこたへるわけでも何でもないので。これは私、あるいは勉強が足らずに、また知識がないのかもしれませんが、どうも農林大臣がおきめになることで、そしてまた生産者の米の値段といふものは、いつもそんなに早くきまるわけでもないのじゃないかと思つておるわけです。ですから、こ

こたわつてゐるわけではありません。どうぞ御了承を願ひます。

○井上委員 それでは私の質問は午後に延期いたしておきます。これで午前中の質問を一応終ります。

○松原委員長 午前中の会議はこの程度とし、午後二時まで休憩いたしま

午後二時三十分休憩
午後二時三十分開議
○松原委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

農業共済再保險特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に關する法律案外十六法案を一括議題として質疑を続行いたします。井上良二君。

○井上委員 午前中主として政府の食糧政策を中心にいたしました、大蔵大臣としての所見を伺つたのであります。さらにもう一応この点確かめておきたいのは、ただいま本委員会に上程されておりまする税法關係の各法案を審議する上におきまして、特に農業關係の食糧に關係いたします税金を一体どう考へるかということをおの委員会としても審議をする上において、一番困つております問題は、政府の方においてまだ米価が何ばにきまるかということについての最後の結論が出ておりません。この米価がきまらない限り、減税をどの程度あそばしをするかといふことも、実は見通しがつかない状態が、午前中の質問で明らかにされておりますが、そういったと、食糧に關係しておりますいろいろな税金が、本委員会でも他の税制關係との間において全然並行的に審議ができな

なる。そこでこの問題は、農林省所管の産米の予約売り渡し制度が確立し、かつその米価がきまる、それから大蔵當局としては税金を考へる、こういう段取りに考へてゐるようでありま

が、それではこの委員会としてはまことに困る。そこで大蔵大臣としましては、米価がきまらない限りは農林關係の食糧、供米に關する税制といふのはきめるわけにはいかぬ、こう考へになつておるのですか、この点をもう一度はつきりしておいていただきたいと思ひます。

○一萬田國務大臣 お答へします。やはり米価がきまつた上でない、どういふふうに税をするといふことは實際上困難ではないかと思ひます。

○井上委員 そうすると、これは大蔵當局としましては米價決定の主管は農林大臣にありまされども、これに關係いたします税の關係はあなたの方の所管でございまして、そうしますと、大蔵大臣としましては、この税制諸法案を成立さす上からも、当然この食糧關係の税制もあわせて考へなければならぬので、大蔵當局としても米價の決定といふことが非常に重要な關係を持っておりますが、大蔵大臣としては、米價決定はいつごろまでにされる予定でございまして、お見通しはございせんか。

いつごろ米価を決定するという断定は下し得ないと思ひます。

○井上委員 いづごろきめるといふことは、この際大蔵大臣としてははっきり申されぬ、こういうお話をありますと、こちらの方はその米価決定に伴つて食糧関係の税制を考へていかなければなりませんので、米価がきまらぬと、たゞいま審議中の所得税その他の法案の審議がおくれていくのであります、それでもやむを得ないとお考へてあります。

○一萬田國務大臣 米価につきましては、暫定米価でいくか、確定米価でいくか、一体幾らにきめるかといふことは、米価審議会の答申を待つてきめることになると考へておるのであります。

○井上委員 そうしますと、今まで超過供出、あるいは早場奨励等にかかつておりました税金を免除した食糧関係の法律がございましたが、大蔵当局としては、これらの法律はどう考へておられるか。

○渡邊政府委員 大体超過供出、早場供出に関する法案は、井上委員御承知のように、毎年その年度の産米についての法案として出ております。従いまして昨年当委員会でも可決され、国会で可決されましたものは、二十九年産米といひますか、二十九年度産米の分でございます、本年の産米の分につきましてどういふ措置をとるかといふことが今御議論になっておる問題じゃないか。で、われわれの方といたしましては、確定米価でいきますか、暫定米価でいきますか、どちらにしまして米価についての構想が一応きまれば、それが確定米価ということになりませんか、暫定米価なら暫定米価なりに一

応それで何か構想を立てていきたい、こう考へております。ただ先ほど申しましたように、一体米価をどういふような態度できめていくか、同時に保有米はどう課税していくかといふいろいろな問題とからみ合いますから、技術的に考へまして、米価に対する考へ方が基礎的にきまる。もちろん他の問題もございまして、どういふ種類の米価をどういふふうにきめていくか。従来奨励金のようなものを基本米価の中に入れようといふのでございまして、それがどういふ案になるかといふことが、ある程度、少くとも輪廓だけでも描けませんか、税に対する態度もきめ得ないのではないかと存じます。

○井上委員 そうしますと、政府の方では、米価が一応具体的に算定される過程において、これに關係する減税処置も講ずるということになりますと、米価決定が非常におくれた場合は、本国会中には、その米価に關連する減税措置といふものは間に合はぬことになりませんか。

○渡邊政府委員 暫定米価でいくか確定米価でいくかといふ問題があるのじゃないかといふふうにお思つておりますが、暫定米価の姿といふものは、実は私主税当局としては、どういふ案になるのかまだよく聞いておりません。しかし一応現在の予約供出制度といふ考へ方からすれば、確定米価といふことではないまでも、暫定米価が、大体米価といふのはこの程度のものではないか。それだけの数字になるのじゃないか。それは私の方だけで考へてゐるもので、まだ農林省なりとも別に話し合ひを進めたわけではございませんから、確定的なことは申し上げられませんが、し

かし大体そこで一応の線が出てくれれば、われわれとしても税の方についての態度は決定すべきじゃないか、またし得るのじゃないか、かように考へております。

○井上委員 私が一番心配しますのは、最後のにあなたの方の態度をきめます時期がずれますと、大へんなことになってしまふので、時期は、やはりこの予算が成立するまでに結論が出るか出ないか、この委員会にかかつております税法関係の法案と並行してその審議ができるかどうか、私も一番心配するのはそこなんです。その点に關してどう考へておられますか。

○渡邊政府委員 従来、奨励金の問題で法律ができましたときは、たとへばこのしの方でございまして、通常の場合四月からいろいろな改正法案が施行されましたが、超過供出とかいふ法案は基盤によく出ておりまして、従来は必ずしも当初にきまるということでもなかったように思つております。今回におきまして、早くきまることが望ましいと思つておりますが、やはり先ほどのやうな問題がございまして、できればわれわれの方も早く問題ををはつきりさせたいと思つておりますが、米価の問題などがいろいろからみ合つておりますので、主税当局として、いささか責任ののたれやうな言葉のやうに受け取られると笑はれちやうと困るのですが、とにかくとがきまりませんものだから、われわれの方としては、もとがきまるというのを前提にしなければちやうと法案として考へにくいのではないか、かように考へております。

○井上委員 そうしますと、このぐら

いのことは御容弁できませんか。大体農業団体の方からの要求によりまして、予約売り渡し全量の約二割に相当する分を免税の対象にしてもらいたいという要求が出ておるやうです。その二割に匹敵する量に對して免税の措置を講ずるといふ要求を、あなたの方ではどう考へておられますか、減税の程度はどの程度に考へておられますか、そこまでまだきまつておりませんか。

○渡邊政府委員 正直に言いますと、実はまだきまつておりません。一応農林省からある数字は出てきております。その数字は、今おっしゃつた数字にかなり近いものになっております。ただそれは、保有米を一体どういふ程度で課税するかといふ問題と笑はうらはらになつて結びついております。もう少し検討をしてみなければならぬといふことで、この際われわれとしましては、はつきりした数字を申し上げることはちやうとまだ御猶予願ひたい、こういう氣持でおります。

○井上委員 次に、大蔵大臣に金利の問題について二、三伺つておきたいと思ひますが、すでに前の本委員会におきまして、大蔵大臣は、税制改正や資金を積極的に推し進めるといふことを言われております。また前国会以来大蔵大臣は、わが國の金利は國際金利に比較して非常に割高だ、これを國際金利水準に引き下げるやうに漸次努力をしなければならぬ、こういうことを申されておるのであります。そこで、大蔵大臣としては、今度の税制上の優遇措置や、それから出て参りますところの資本の蓄積等から考へまして、預金は

相當伸びるのであるが、その結果、貸し出しは一体どういふことになっていくとするのか。最近の金融界全般の状況は、いろいろな雑誌、新聞等によりまして、貸し出しが緩慢化してきておるといふことがいわれております。そういう事情のもとにおいて、大蔵大臣が國民に公約いたしましたやうに、國際金利に近づけようが國の金利水準を引き下げていくということが實際行われ得ますか、また行わせるやうに政府はやりませんが、大蔵大臣のこれに對するはつきりした御所見を伺いたいと思ひます。

○一萬田國務大臣 お答え申し上げます。今後金利が低下していく、また政策として下げていく、これは申し上げて差しつかえないと思ひます。そうしてそれがむづろ實現していくということも私は確信を持っておりますのであります。ただ問題は、一挙にこの國際金利水準にいくといふことではないのであります。従つてこの不利な点をできるだけ幅を縮小していくことに努力を加へる、その意味で今後は金利が下つていく、また下げる政策をとる、こういうふうに御了解を願ひたいのであります。

○井上委員 大蔵大臣は、長く日本銀行總裁をおやりなつておりましたからおわかりでありまして、今日のわが國の金利の原因は一体どこにあるか、どういふわけで金利の下らない現状にあるのですか、それを御説明願ひたい。

○一萬田國務大臣 お答えします。これは端的に申し上げますれば、今回の

えている。海外と取引の場合は、特例で外国金利と一緒の金利にこれを貸し与えることを許しておいて、国内の他の金融機関との金利の関係では、非常に高い金利を取っている。はなはだしきは四分も五分も違ひ金利になつてゐる。こんなべらぼうなことはあり得ないのであります。さういふことからして、ぜひ一つ政府機関の方を、これは大蔵大臣の指導と運営によつてやり得るのでありますから、政府関係の金融機関の金利引き下げを一つ努力をお願いしたいと思います。同時にこの金利引き下げをいかにやりまして、現在の市中銀行が行なつておられます、歩積みの制度、両建制度がございまして、その歩積み、両建制度をやめてもらわなければ金利引き下げは何の役にも立ちません。この歩積み、両建制度に対して、一体大蔵大臣はどういうお考えを持っておりますか。この点を伺いたい。

高率の貸し出しを日本銀行がやつて、金融引き締めをやつたと一緒に、日本銀行がもし歩積み、両建をやつておる市中銀行があれば、その銀行には融資させぬ、こういう方針をきめると、一ぺんにやまつてしまひます。やるだけの意思がありますか、そういうことを具体的にやつてとめさすようにしなければ、通り一ぺんの答弁をしただけでやまるものでありません。もうかることですから、もうけることのために人を差しおいてでもやろうという人ばかり集まつてゐるのだから、だからこれはなかなかそんな一片の答弁だけでやまるものでございせんので、具体的にそれを抑制していくような金融上の措置を講ずる案をあなたはお握りになつてゐるのだから、おやりになりますか、それを伺いたい。

○山本(勝)委員 閣下質問をいたしたいと思ひます。ただいま国民金融公庫の總裁が金利を下げたいといふ御質問があつて、その答弁を私は聞き覚えがございましたので、國民金融公庫に對する資金の需要と申しますか、それは二倍とか三倍とか非常にたくさん申し込みがあつて、その中で實際貸してもいいもので資金が少なくて貸せないといふ実情だと思ひます。そういう場合に、金利を下げるということが果して妥当かどうか、もし下げるということになれば、今大臣がおっしゃつたように、借りた人に補助金を与えるのと同じような結果になつて、借りられない多くの人は、現在のままの金利でも借りたけれども借りられない実情にある。借りる資格があつて借りられない人のことをやはり考へて、しかも一般のノーマルな金利といふものはどのくらいになるかよくわかりませんが、實際の金利は非常に高いのではないかと申します。それで政府の金を使つて借りられた人だけが非常に得をするといふことで、下げることも必要が多くなつてくる。借りられない人がたくさん出てくる、こういうことを私は心配するのです。今ちょっとお答えを聞きはぐつたのですけれども、國民金融公庫の金利を下げるといふふうなことであるのかどうか、それを認める意思があるのかどうかという質問があつたようですので、ちょっと伺ひしておきたいと思ひます。

政府機関の場合においては、政府の出資になる、あるいは預金の増加になる、こういうことになりまふと、預金をとるのは違ひますから、政府機関については下げるのではなくして、下げるという方針をとるわけでありまふ。私は根本方針はさうだと考へます。そこで先ほど國民金融公庫總裁が金利を下げたいと言つておるが、そういう申請があつた場合にはどうするか、こういうふうな御質問でしたが、私はそういう金利の点については、やはり責任を持つておる總裁にまかした方がいいという考へ方をしております。それが適切であるかどうかといふことについて大蔵大臣は判断を加へて、よからうとか悪からうとかいふ、こういうふうな考へ方をしております。ですから、國民金融公庫の總裁から私は何も話を聞いておりませんので、どういふ考へ方で、どういふ判断のものをいふ言つておるか、これをよく聞いて、それがいかにも適切と思へば、上げる方より下げる方がなるほどいいと思へば考へてもいい、こういうふうな申し上げたのです。

○一萬田國務大臣 お答え申し上げます。歩積みとか両建は、これは、もうどういふものがありますか、これは、はなはだもつてよろしくない。当然これはやめてもらわなくてはならない。これはずっと前からこういうようなことの廃止について金融機関に強く要請をして、日本銀行や大蔵省では検査等のごとに十分注意をしておるのですが、なかなかわかりにくいところもあります。これは最近の新聞なんかを見ると、やもすると金融機関で、こういうようなものをやるからもういいじゃないかという議論、まづこういうやめることから始めるといふ議論もありまふが、私はこれは、非常におそれ入つた考へ方のように思つておる。そういうことを公然と認めるようなことすら私は

○一萬田國務大臣 案はこの問題につきましては、私も井上さんと同じように考へたいし、またさういふようなことを私共は感じたいこともあつたといふことです。どうすればいいか。今お話をうな、これはまあ大蔵省に銀行検査官もあるのだから、あるいはまた日本銀行の検査局で取引先を御調査なさる機関もあるのですから、これは一つはほんとうに具体的に調べて取り締まるというふうにしております。ただ何となく、私はさういふものがさうあるとも思ひませぬけれども、どういふのか実情をよく調べなければ、またあまり平地に波乱を起すようなこともいけませんので、その辺は適切に一つやりたいと、こういうふうな御承願いたします。

○山本(勝)委員 閣下質問をいたしたいと思ひます。ただいま國民金融公庫の總裁が金利を下げたいといふ御質問があつて、その答弁を私は聞き覚えがございましたので、國民金融公庫に對する資金の需要と申しますか、それは二倍とか三倍とか非常にたくさん申し込みがあつて、その中で實際貸してもいいもので資金が少なくて貸せないといふ実情だと思ひます。そういう場合に、金利を下げるということが果して妥当かどうか、もし下げるということになれば、今大臣がおっしゃつたように、借りた人に補助金を与えるのと同じような結果になつて、借りられない多くの人は、現在のままの金利でも借りたけれども借りられない実情にある。借りる資格があつて借りられない人のことをやはり考へて、しかも一般のノーマルな金利といふものはどのくらいになるかよくわかりませんが、實際の金利は非常に高いのではないかと申します。それで政府の金を使つて借りられた人だけが非常に得をするといふことで、下げることも必要が多くなつてくる。借りられない人がたくさん出てくる、こういうことを私は心配するのです。今ちょっとお答えを聞きはぐつたのですけれども、國民金融公庫の金利を下げるといふふうなことであるのかどうか、それを認める意思があるのかどうかという質問があつたようですので、ちょっと伺ひしておきたいと思ひます。

○一萬田國務大臣 お答えします。先ほどから申し上げましたのは、全体として金利を下げるという意図は、あるいは金利が下る状況下にあります。政府機関においても、方針としては、特に

○一萬田國務大臣 お答え申し上げます。歩積みとか両建は、これは、もうどういふものがありますか、これは、はなはだもつてよろしくない。当然これはやめてもらわなくてはならない。これはずっと前からこういうようなことの廃止について金融機関に強く要請をして、日本銀行や大蔵省では検査等のごとに十分注意をしておるのですが、なかなかわかりにくいところもあります。これは最近の新聞なんかを見ると、やもすると金融機関で、こういうようなものをやるからもういいじゃないかという議論、まづこういうやめることから始めるといふ議論もありまふが、私はこれは、非常におそれ入つた考へ方のように思つておる。そういうことを公然と認めるようなことすら私は

○一萬田國務大臣 案はこの問題につきましては、私も井上さんと同じように考へたいし、またさういふようなことを私共は感じたいこともあつたといふことです。どうすればいいか。今お話をうな、これはまあ大蔵省に銀行検査官もあるのだから、あるいはまた日本銀行の検査局で取引先を御調査なさる機関もあるのですから、これは一つはほんとうに具体的に調べて取り締まるというふうにしております。ただ何となく、私はさういふものがさうあるとも思ひませぬけれども、どういふのか実情をよく調べなければ、またあまり平地に波乱を起すようなこともいけませんので、その辺は適切に一つやりたいと、こういうふうな御承願いたします。

○山本(勝)委員 閣下質問をいたしたいと思ひます。ただいま國民金融公庫の總裁が金利を下げたいといふ御質問があつて、その答弁を私は聞き覚えがございましたので、國民金融公庫に對する資金の需要と申しますか、それは二倍とか三倍とか非常にたくさん申し込みがあつて、その中で實際貸してもいいもので資金が少なくて貸せないといふ実情だと思ひます。そういう場合に、金利を下げるということが果して妥当かどうか、もし下げるということになれば、今大臣がおっしゃつたように、借りた人に補助金を与えるのと同じような結果になつて、借りられない多くの人は、現在のままの金利でも借りたけれども借りられない実情にある。借りる資格があつて借りられない人のことをやはり考へて、しかも一般のノーマルな金利といふものはどのくらいになるかよくわかりませんが、實際の金利は非常に高いのではないかと申します。それで政府の金を使つて借りられた人だけが非常に得をするといふことで、下げることも必要が多くなつてくる。借りられない人がたくさん出てくる、こういうことを私は心配するのです。今ちょっとお答えを聞きはぐつたのですけれども、國民金融公庫の金利を下げるといふふうなことであるのかどうか、それを認める意思があるのかどうかという質問があつたようですので、ちょっと伺ひしておきたいと思ひます。

○一萬田國務大臣 お答えします。先ほどから申し上げましたのは、全体として金利を下げるという意図は、あるいは金利が下る状況下にあります。政府機関においても、方針としては、特に

げたために余裕ができないというよりも、今のままで余裕があれば大勢の人に貸してやる方が適切じゃないか。その判断の適切かどうかというときに、私はそのことも考慮に入れてもらいたい、こういうことを申し上げておきます。

○一萬田國務大臣 ぐもともでございまして、これは要するに具体的問題となりまして金利が、他との比較において、あるいはまた特に中小企業を対象にした金利として、現実の金利がどういう程度にあるかという問題となってくると思ひます。そこで他と比べてもそう高くないとなれば、そう下げる余地も少いかもしれない。しかし高いなら下げていい。これは具体的にいいますが、今申しますのは、一般に金利が低下しつつあり、下げるのですから、従来のベースより国民金融公庫の金利が高くて下るのはいいじゃないか、私はどういふふうに思つておるのです。特に金利を高く上げておいて、その金利の収入でもって融資量をふやすというののもっともだと思ひますが、私はそれはどそれを主眼にしないで、いいのじゃないかというふうに考へておきます。こういう国家機関としては、金利はこのくらい他との比較において適切に下げることが望ましい。そうすると金利収入が減る、従つて融資の量が減るとなれば、やはり新しい財政支出を必要があればするというのが筋ではなからうかと私は考へております。

○奥村委員 ただいま井上委員から歩積、兩建の御質問がありました。大臣も歩積、兩建はなるべくやめるように取り締りたい、こういう御答弁で

ありますが、やめるように取り締りたいというまではけっこうですが、しかし具体的にいかにして取り締るか、そこをお聞きしなければならぬ。一体歩積、兩建を取り締る根拠法律がありますか。どういふ規定で取り締るのですか、ちょっとお尋ねいたします。

○一萬田國務大臣 これはどの法律というよりも、大蔵省の銀行全体に対する行政的な権限といひますか、指導といひますか、一般の行政権といひますか、そういうものをもとにして銀行検査をやつておるもの、そういうふうに考へております。

○奥村委員 そうしますと、銀行検査した場合に歩積、兩建がわかつた、その上でそれを法的にどうなさるのであるか。これは勧告の程度以上には出られないはずですが、また勧告を業者が聞かないという場合に、法的にはどういふ根拠を持つのですか。

○河野(通)政府委員 銀行法によつて検査をいたしました結果、不当なところがある、これを注意いたします。それに対して大蔵大臣は、銀行法第二十二條ないし二十三條の命令を發動することがあります。その命令に違反した場合は業務停止命令を出したり、一番行状の悪いものに対しては免許の取り消しをする、あるいは役員解任を命ずる、そういうふうないろいろな制裁規定があるわけでありまして、なお大蔵大臣の命令に違反した場合は、たとへば、ごくノミナルなものでありますけれども、罰則もあるわけでありまして、罰則よりもやはり今申し上げたような行政上のいろいろな措置、この方が非常に重いわけでありまして、しかしこ

れらの銀行法第二十三條あたりの規定は、できるだけこれを具体的に發動するといふところまで持つていかないと、指導によつてそういうことを是正していくという配慮が行政当局としては望ましい、かように考へておる次第であります。

○奥村委員 ただいま御答弁がありましたが、具体的にそういうことで取り締めるものなら、きょうまでにもっと歩積、兩建は減つてゐるはずですが、そこで今言われる銀行法の第二十二條、二十三條で歩積、兩建に対して命令なり、指示なりをやつたことがあります。

○河野(通)政府委員 その法律を使つてはいたしております。今申し上げましたように、一般の監督権に基きまして、何と申しますか、法律上、あるいは厳格な意味におきましては勧告といふことになるのでしよう。あるいは行政指導といふことになるのでしようが、そういうこととの通牒はたびたびいたしております。ただ奥村さんもよく御承知の通り、いわゆる歩積、兩建といふものは、ことに兩建の場合につきましては、債務者預金がある場合において、これは兩建預金であります。その中で特に不当と認められ、あるいは行き過ぎていると見られるものを私もはいわゆる兩建として、それを是正を求めておるわけでありまして、およそ債務者預金はすべていけないといふことは言つてない。それから歩積にいたしまして、普通の担保を、信用がない場合に担保としてある非常にモデレートな率の歩積といひますか、こういうことは、戦前の経済が正常の状態にあるときからずっとあるわけ

であります。債務者預金というものは、必ずしも前からあるわけでは、その中で特に度合いのきつもの、あるいはそれで利ざやをかせようとか、あるいはドレッシングしようとか、そういうふうな意図のもとに行われる債務者預金がいけないのであります。また歩積預金がいけないのでありますから、およそ債務者預金たるものは、すべて兩建とはいへない、また歩積を少しでもしたらいけない、そういう態度を私はとつていないのであります。従ひまして、あらゆる場合におきまして、検査をいたしまして、そのどこから先がいけないかという問題につきましては、個々の場合において非常にむづかしい問題があると思ひます。しかしこれらの点につきましては、私も大体一つの標準を持つて指導をいたしておりますから、個々の場合につきまして、検査に當つてはよく注意をいたしておるわけであり

であります。債務者預金というものは、必ずしも前からあるわけでは、その中で特に度合いのきつもの、あるいはそれで利ざやをかせようとか、あるいはドレッシングしようとか、そういうふうな意図のもとに行われる債務者預金がいけないのであります。また歩積預金がいけないのでありますから、およそ債務者預金たるものは、すべて兩建とはいへない、また歩積を少しでもしたらいけない、そういう態度を私はとつていないのであります。従ひまして、あらゆる場合におきまして、検査をいたしまして、そのどこから先がいけないかという問題につきましては、個々の場合において非常にむづかしい問題があると思ひます。しかしこれらの点につきましては、私も大体一つの標準を持つて指導をいたしておりますから、個々の場合につきまして、検査に當つてはよく注意をいたしておるわけであり

○川野委員 ただいま歩積、兩建問題について御議論がございましたが、その御答弁の中に、検査官をして検査をさせて、そうして注意する点がある場合は注意する、こういう御答弁があったように思ひます。私はこの検査官の検査が問題であると思ひます。今検査官が地方に参りましていろいろ検査をいたしまして、断言的に申しても差つかないのですが、必ず酒飲みが始まる、あるいはおみやげをもらつて帰る。これでは、検査官が地方に参りまして地方銀行を検査され、不正がありまして、とうていこれを注意すべき勇氣がないと私は存じます。そこで検査官の取締りというものがまた必要

であると思ひます。そこで銀行を検査する検査官が地方に参りました際には、地方銀行では決して酒を飲まない、みやげをもらわないというような強い監督をすることが最も必要だと存じます。この点について御答弁を願ひます。

○一萬田國務大臣 銀行の検査官に今御指摘のようなことがあるとは思ひません。しかしながら、こういうことはない上にもないやうに重々注意をいたしておくことは当然でありまして、そういうふうなお話もあることでありますから、なお一層検査官等には注意を与へます。

○春日委員 伺ひますが、歩積と兩建の問題は、すでに本委員会において先年來しばしば論じられた事柄であるにもかかわらず、本日まで何ら解決がついておりません。のみならず、一そう悪い傾向がさらに激化しておるものであります。それだけに、この問題の取扱ひは本委員会において特に慎重を期さなければならぬと思ひるのであります。

そこで大臣にお伺ひをしたいと思います、この債務者預金の中で、兩建預金の問題は後刻に譲りまして、歩積のみですが、これは適法なものだと思ひますが、それとも、たとえば貸し出しを行うときに、商手を制するときに、一定の割合の歩合をきめて、それを預金の中にあのやり方は、現在の銀行法の精神にかんがみて適當でないとお考へになりますか、この点を明らかにしていただきたいと思ひます。

○一萬田國務大臣 お答えします。歩積預金につきましては、たとえば割

る。特に戦後における信用調への十分な場合においては、往々この危険が起る。従つてそういうような割引手形について、割引額のある程度の歩積みを担保の意味においてとめ置くというのは、その限界を越えない範囲では、私はそう責められないのじゃないかと思つております。ただし、他面担保は、たとえば有価証券で担保をとつて金を貸しておるのに、その貸した金のある程度を預金に置く、そうして引き出すについて拘束を与えるということがある、そういうのは私はいけな

と考へております。

○一萬田國務大臣 原則としてはその通りでいいと思います。

○春日委員 では銀行局長にお伺いをいたしますが、現在都心におきます商業手形は、あなたの方はしよっちゅう銀行監査を行なっておられると思うの、銀行監査を行なっている場合、単なる商手そのものを対象として割引が行われておるもの、あるいは商手の割引をする場合は、他にその銀行と割引債との間にパーマネントな契約を結んで、その大体一定ワタに対する見返りの根拠当権が設定されてあるもの、二つあると思うのであります。その割合は総

要されて積み立てておるといふような事例を、あなたの方の監査の結果発見されたことはありませんか。またあったとしたならば、それに対してどういふような処置をとられておりますか、この際お伺いしたいと思ひます。

○河野(通)政府委員　今お話の点につきましては、私的確にさういふ事例につきまして具体的に聴取いたしておりませんので、至急調べてみたいと思つております。ただ先ほど大蔵大臣から答弁がありました点は、原則的には全くその通りだと思ひます。大蔵大臣も

を負うておられるあなたが、そのよう
ないまいもこととした答弁をされるこ
とをきわめて遺憾に存するものであり
ます。現在銀行がどのような担保
の取り方をしておるかということは、
これは何人でも知っております。その
評価額なんかも、時価より何分の一に
も安くこれを評価しておる。たとえば
五百万円のワタを設定しようと思え
ば、千万円も千五百万円もの時価に匹
敵するものを取って、一方根抵当を設
定しておいて、そうして割る手形につ
いては現在歩積みを差引いている。
だから問題が起きておるのであります。

ではなくして、これは現実に行われている事柄である。しかもそういう事柄が、銀行局において把握されないということは一体どうしたことであろうか。ただいま自由党からも御質問がありました通りに、銀行監査に行っても、飲めや歌えのどんちゃん騒ぎで、いいところかげんのところで帰ってくるからとぞ、とういったような問題がななおかつ続々と続けられている、こういうことであるのであります。私は、この機会に特に大蔵大臣に御要請申し上げたいことは、ただいま銀行局長が申されたように、担保が十分なもの

貸出額のどのくらいになっておりますか、この点を伺いたいと思います。

○河野(通)政府委員 お話のような二種の方法がありますが、ちょっと今割合について、どつちが多いかということとを申しかねると思います。主として中小企業等の場合におきましては、今お話のありました根担保を設定する、つまり根担保を作りまして、その根拠約に基いて一定のワクの中で割り引いていく、中小企業につきましては、こういうやり方の方が多いのじゃないかかと思えます。しかし相手方によりまして、商業手形の特に関係人の優良なもの等のにつきましては、そういうワクに関係なしに割り引くという例も多々あるわけであります。

す。私どもは、三百万円や五百万円の根拠当をとって、そこに一千万円で、その商手のワタのある分については、これは御指摘の通り足らざる分野をそれによってカバーするために、そういうような預金をは保護の立場においてされるということについてはもとより異存はございません。われわれが指摘いたしておりますのは、銀行は十分債権保全の道を別途講じておきながら、なおかつ商手の割引のときに際して、そういうような歩積みを強制的にしている。これは明らかに不正取引である。従って、別に公正取引委員会等についても注意を喚起している事柄でありますけれども、ただいま大臣の御答弁によりますと、そういうような歩

をとっておるのであります。そこで大臣にお伺いいたしますが、そのワクに

○春日委員　そういたしますと、現在中小企業者は、ほとんど根拠当を設定

といいますが、言葉は非常に悪いのでありますが、そういうものを取って

積みは明らかに適当ではない——適当ではないということが違法であるかど

工中金ですら、すなわち政策金融の大任を負います中金ですら、庫券証券によつてその商手割引をいたします場合、商業銀行のやつております悪い事例を踏襲いたしまして、歩積みの徴収なんかをいたしておるのでございませう。こういうような銀行管理を、この上さらに見のがしておかれるというところでありますならば、私どもは別途単独立法の権威によつても、この問題の解決をはからなければならぬと思ひます。この問題は本日始まつた問題ではなく、すでに三カ年間の長きにわたつて論議され、なおかつ何ら成果が上つていないことをきわめて遺憾に存するのであります。しかし、大臣が初めて歩積みは適当でないといふことをここで断言されました以上、その責任において即刻本日でも、その指令を全国の銀行に発せられることを強く希望いたしまして、私どもは事の推移を厳重に監視しつつ、大臣の御処置に期待をいたしまして、私の質問を終ります。

○井上委員 次に……
○松原委員長 井上委員に申し上げます。今まで一時間余りの質問になつておりますので、あとは簡単にお願ひします。

○井上委員 簡単にやります。ただいま銀行局長から、歩積み両建預金に対する行政指導をやつておる。銀行法二十三條の適用はまだしてないといふ御答弁であります。實際上行政指導の対象になりました歩積み両建の行為を行なつておつた銀行はこの銀行か、そうしてそれを行政指導した結果廃止されたか廃止されてないか、その具体的資料をお出し願ひたい。同時に、あなたの方で行政指導をするに

ついては一応の標準を定めてやる、と云うお話を聞いています。その行政指導をする標準の指示規定はどういうことを書いてあるか、それを一つお出し願ひたい。なおこの問題は、一般中小企業全般を非常に脅かしておる問題でございまして、金融資本はほとんど太つて行つて、たとえば日本橋から銀座へ行く間の両側の大きな建物は、ほとんど銀行の支店及び出張所、本店であります。そういうように、銀行は豪壮な投下資本をもつてほとんど太つておる。反対に、中小企業は非常に圧迫を受けている。これに何ら政府が手をかけないといふことは、もう世論としても許されません。この問題は、金利引き下げの問題とからんでぜひ解決をして行かなければならぬ問題でございませう。これに対する大蔵大臣の決意を伺いたのでありますが、大蔵大臣はどうお考えになつておられますか、はつきりした結論を御答弁願ひたいのであります。

○一萬田國務大臣 銀行の店舗につきまして御注意がございましたが、これは商売の上の特長性から来ておつて、どここの國を見ても、やはり建物のあり方は似たような形になつておる。ただしかし、それだからといって過ぎたるはいけな、その過ぎた点については十分注意を加へて行きたい、かように考へております。

○井上委員 伺うところにより、政府の指示があつたか否か、これは別として、日本銀行の政策委員会で、委員会が各方面の意見をまとめまして、表面金利を一厘下げる、こういう相談をされておるといふことがいわれておりますが、事實でありま

すか、そうして、もしそういうことが相談をされ御決定になつておりましたならば、実施の時期はいつと予定されておりますか、大蔵大臣から御答弁を願ひたい。

○一萬田國務大臣 結論的なものと報告はまだ私受けておりません。従つて、いつということも申しかねますが、そういう方向に話が進んでおるといふ報告は受けております。

○井上委員 この日銀政策委員会の決定といひますか、協議事項といひものは、大蔵大臣の方に報告がございませうか。大蔵大臣には日銀政策委員会の決定、協議内容といひものは報告がございませうか。

○一萬田國務大臣 日本銀行政策委員会には、御承知のように大蔵省から政策委員が一人出ておるのであります。ついでに報告を受けております。

○井上委員 そうすると、政策委員会は、一昨日金利一厘引き下げといふことを決定しておるのですが、その報告はありませうか。

○一萬田國務大臣 いや、先ほどその点については申し上げた。結論が出たという報告はまだ受けていないが、そういうふうな今やつておるといふ報告を受けております。

○井上委員 最後に申し上げておきますが、今度のこの税制改正に伴う法案の一部に、御承知の通り預金利子全免の問題がございませう。この預金利子全免の法案を審議する上において、銀行金利がどうなるかといふことは当然考へなければならぬ問題であります。この法案を審議する過程において、金利問題をきめることが政府の御指導で

○古川委員 議事進行について。私はこの前にも議事進行について発言をしたのでございませうが、きょうあらためて議事進行の発言をいたしますのは、実は今度の三十三年度予算が、果して会期の六月一ぱいに通過するかどうかといふことを非常に懸念するからであります。六月の暫定予算が提案されましたが、願わくは、七月は暫定予算でないように、こういうことを願つての私の発言でございませう。政府のやり方を見ておられますと、重要法案の提出が非常に遅れておる。先般もこの委員会で私が発言をしましたが、そのときは大蔵大臣があられないで、また委員も代理でありましたので徹底しなかつたのかも知れませんが、予算に關係のある法律案といふものは、少くとも予算と並行して、願わくは予算の前に審議されるべきものだ、こういうことを申し上げておきまして、皆さんも異議がなかつたはずであります。最近法案がばつばつ出だしましたけれども、この関連法案はまだ全部出そろっていない。こういう状態から申し上げますと、どうしてもこれらの法案をなるべく早く出してもらひまして、予算の審議が十分間に合うように――また私の考へでは、来月の初めに予算案が衆議院を通過しなければ、おそく七月もまた暫定予算になるのじゃないかと思ひます。これはわれわれ委員、あるいは議員が審議をおくらせておるのではなくして、政府そのものが、ただいま

申しましたような点で、私は非常に怠慢だと考へております。民主党の諸君にはちよつと悪いのでございませうけれども、本日の午後この委員会は、現在本会議が開かれておりますから、本日は特別でありますけれども、民主党は十六人の委員で、三人かせいぜい五人しか出ておられない。こういうようなことで、今度の予算が通らないような場合に、野党がくだらない質問をしたからといふようなことで、われわれが責任を負わされては迷惑千万であります。この点は、ぜひとも与党の諸君も政府も腹を据えて今度の審議を進めるようにお願いしたい。この点について大蔵大臣のお考えを伺ひたいと思ひます。

○一萬田國務大臣 全く御注意の通りであります。

○松原委員長 次に奥村又十郎君。

○奥村委員 私は、先日大蔵大臣に對して租税政策の構想についてお尋ねしたことが、どうも大臣の明確な御答弁がなかつたので、重ねて二、三お尋ねしたいと思ひます。

大臣は、今回の三百二十七億の減税は、特に低額所得者に対して重点的に減税しておる、こういうことを重ねて言つておられるが、ここで具体的に資料をながめてみると、そうならないと思ひますので、この点お尋ねしたい。

その次には、預金利子免税の御方針について。これは租税の公平原則を大きく破るものである、もっと別な方法をお考えになれなかつたものか、これをとくくりお聞きしたい、かように存する次第であります。たびたびの質問でまことに恐縮であります。

か。今まで六年間自由党内閣であつた、今度初めて民主党内閣の政策をお聞きするのであるから、これはどうしても聞かしていただかなければならぬ。それでなければ、今度の減税というものの趣意がわれわれは十分納得できない。そういう趣旨から先般来ずいぶんお尋ねしたが、どうも一萬田大蔵大臣の確固たる御信念を承わることができなかったことは、私は國民にともにはなはだ残念に思うので、きょうもう一度重ねてお尋ねいたします。

そこで、あまり全般的なことをお尋ねしてもしょうがありませんから、一つ現在の所得税の制度について聞きまゝす。現在の所得税の制度というものは、御承知の通り申告納税制度であり、総合して累進して課税する制度であります。この制度を今後ともやっていたいのか、これでもいいと考えておられるか、これに対する大臣の構想を承けたい。

○一萬田國務大臣 お答えします。第一点は、今回の減税が低額の所得の人に対する減税でないように思うという御質問だと思いましたがこれは、基礎控除を従来の七万円から八万円に上げるとか、専従者の所得について控除をふやすとか、この対象は、勤労者並びに中小企業、農民等の低額所得者を対象にしていることは明らかであると考え

それから、今後における税制に対する私の根本について。ほんとうに率直に申しまして、私は今、日本の将来にわたる税の制度の根本について、こういうふうに具体的にするのでというところまで研究がいつておりません。これは率直に申し上げます。

それからもう一つは、累進総合。これも今申しましたように、税制全般について考えなければならぬことであります。この制度は、私も非常に研究しているというわけではないが、やはりこれは存置する必要があると考えております。問題は、技術上の点において税率をどうするかということ、そういう基本的な点について私が今日考へていることは、日本においては、終戦直後においてはやむを得なかった、またそれがよかったと思うのですが、

だいたい間接税に移行しつつあるように思うが、直接税が非常に重かった。これはやはり相当間接税に移してもいいのではないか、というようなことも考えておりますが、しかしこれは、私が専門的な立場で言うのは少しおかしいので、私はそういう点について、率直に申ししてしろうとなんでありますから、今後税制調査会等の意見をそれぞれ十分に聞いて考えていきたい、というように考えるわけであります。

○奥村委員　ただいまの大臣の、現行の租税制度について十分の検討は加えていないという率直な御答弁には敬意を表するのであります。率直でけっこうであります。しかし三百二十七億の今回の税法改正は、現行税制の上に手直しをするのだから、現行税制に御

は、これは頭からあり得ない。どうですか。そういう御答弁は、これは大臣としてはなすべき御答弁じゃない。現行の税制の上に今三百二十七億の改正を加えられるのです。現行の税制には十分の検討を加えていないから答弁できない。もとは研究していないが、減

税だけ見てくれ、これじゃどうも御答弁にならぬ。われわれは税制というものをもっと大事に考えている。言葉にからんで恐縮ですが、筋としてそうじゃないでしょうか。

○一萬田国務大臣 私は、この今回の減税は、税制の基本的改革というようない地に立ったのじゃないのであります。現行の税制下において低額所得者の負担を軽くしたい、こういう考え方で、やっておるわけでありませう。

○奥村委員 大臣のお答えは、さしず

め低額所得者に減税しようということですが、その大臣のいわれる低額所得者というのはどういう意味なんでしょうか。つまりなるべく所得の低い人に重点的に減税する、こういう意味なんでしょうか、どうですか。

○一萬田國務大臣 さように考えております。

○奥村委員 この間も主税局長にはお尋ねしたのですが、これは政策的な問題ですから大臣にはっきりお尋ねします。具体的に今度の三百二十七億の減

税の数字に現われたものを集結した資料が主税局から提出されておるので、その数字によって一つ御説明を願いたう。

と、独身者で一万円の月給を受ける人は、一万円に対して百六十三円の減税になります。ところが三万円の月給取りの方は、合計で八百円の減税でありますから、一万円に対して二百六十六円の減税になります。それから月給五万円の所得者は、合計で二千七十五円

の減税です。従って一百万当りの減税は四百円をこえます。そうすると、一百万しかもらわない月給には百六十三円の減税、五百万の人には、一百万に對して四百円の減税、これは低額所得者というのはどっちを低額というのですか。この点一つはつきりお答えを願いたい。

○一萬田國務大臣 私よりも政府委員が説明した方が詳しく説明できると思ふのですが、私の考えておるところでは、仰せのように一百万よりも五百万

の所得が大ききことは言うまでもありませんが、これは従前より税負担が大きいという考えで、従つて今回は税負担を軽くする、そうして均整をとつた、かように私は考えております。

○奥村委員　大蔵大臣にお尋ねします。とういことは主税局長に答弁させた方がいいというが、これは民主黨の取つときの公約です。しかも大臣が施政演説で、特に低額所得者にとつて政策的に述べられたのであるから、これは大臣にお伺いしなければなら

ぬ。私が今申し上げましたように、今度の減税案では、一万円の給与所得者には百六十三円の減税、五万円の給与所得者には一万円に対して四百円の減税になる、これは間違いないと思いますが、大臣はそれをお認めになりますか。

す。

○興村委員　それじゃ低額所得者に減税をするというのは、一万円の所得者の方に五万円の所得者よりもよいに減税するという意味であるか、五万円の所得の方へ四百円も減税して、一万円の所得者には百六十三円しか減税し

ないこれはさかさまであるが、大臣の言われたお言葉はどういうことをさしておるのか、この事實は事實として、はつきり認めていただきたい。

○一萬田國務大臣　これは所得が小さい、従つて税の負担も小さい、というところでおわかりになるのじゃないでしょうか。大体今回は、年所得が十九万くらいの所得者には所得税がかからぬようにする、という考え方になつておるわけでありませう。

○奥村委員　私のお尋ねしておるの

は、そのことをお尋ねしておるのではない。大蔵大臣が、低額所得者に特に減税すると言われたから、それならば五万円の月給取りよりは一万円の月給取りの方へ減税をする、それが五万円の月給取りの方へよけいに減税しておるので、低額所得者に減税するといってお言葉が間違つておるから、大臣のお言葉が違ふのか、この実際の資料が違ふのか、どちらが違ふのか。

○一萬田國務大臣　お答えします。それはこの表の対現行というところのペ

か。
○農村委員 大臣の言われるのは、それは今主税局長の入れ知恵で、三万円円の月給取り、あるいは五万円円の月給取りは、従来税金が重かったから、この方面に重点的に減税するんだというな

ら、それは話しはわかるのです。それなら何もことさらに低額所得者に減税するといふ、そういう看板を掲げぬでもよかった。低額所得者に減税するといふならすなおに減税すべきであるが、実際は三万円ないし五万円の月給取り、これは年収でいへば六十万円以上のいわば中額、あるいは高所得者ですが、これに一番重点的に減税しておるから、それは大蔵大臣の言われる言葉と実際のやり方が違ふじゃないか。

○一萬田国務大臣 これはいろいろとあるいは御意見があるかもしれないが、現在の負担の割合からいくと、今度の減税の結果、たとえば低額の所得ほど比較的に大きく現行に比べまして負担割合が減ってきた、かように申し上げられるのじゃないかと思ひます。

○奥村委員 どうも明確な御答弁がありません。それじゃお尋ねの仕方を変えます。大臣は、特に今回は低額所得者に重点を置いて減税すると言われたのでありますが、何がために低額所得者のために重点を置いて減税をなさるのでありますか。

○一萬田国務大臣 私の考えでは、低額の方々、今日の状況から生活その他において一番御苦勞なさつておる、こういう面からできるだけ軽減をした、い、こういう意味であります。

○奥村委員 全く私も同感であります。大臣のおっしゃる通り、所得の少ない人は生活が苦しいから、そういう方に特に重く減税する、まことに賛成であります。それなら、五万円の月給取りの方よりも、一万円の月給取りの方になぜよけいに減税をしてあげなかつたのか。

○一萬田国務大臣 それは先ほどから申しましたように、この表の対現行という欄に軽減割合が出ておりますが、一万円の人なら軽減割合が四割くらいになります。五万円でしたら一割六分、こういうふうになっておるということでお了承を得たいと思ひます。

○奥村委員 それは先日主税局長からそういう御答弁がありました。これは数学の手段で、国民感情としてそういうことは納得できません。それなら低額所得者に重点的に減税するといふお言葉には含みがある。低額所得者は、もと税金の負担率は少いから、たとえは今まで税金を二百円負担しておつた、それに対して二百円減税すれば、百パーセントの減税でしょう。ところが五万円の所得者は、かりに一万円税金を負担しておつたとして、その人に二百円の減税なら、これはおそく百分の二の減税になる。税額に比較するからそういう議論が出るけれども、これはごまかしであります。何といつたって国民感情として、せめて五万円の所得者と一万円の所得者を同じ率で百六十三円ずつ引いていくならまだしも、五万円の方へ累進してよけい引くといふことは、何としても納得できません。それで国民の皆さんが納得できると思われるのですか。——これはもうこれ以上お尋ねしてもどうせお答弁がないと思ひますから、それではもう一つ、同じことではあります、お尋ねの仕方を変えます。

なぜこういう五万円の人に特に減税になるかといふことは、大臣もおわかりの通り、勤労控除の限度を四万五千円から六万円に引き上げた、そして勤労控除率の一五％はそのまま据え置

く、ここに根本の矛盾がある。勤労控除の一五％の率といふものは、昭和二十四年度のシャウプ勧告時代からずっと据え置きでありました。ところが控除の限度の引き上げは過去二、三回行われていて、そこで今度の給与所得者にとつて、四万五千円から六万円に限度を引き上げれば、月給で二万五千円、それ以上をもらっている人が助かるわけです。二万五千円以上四万五千円近くの月給所得者の人だけが、控除限度引き上げで助かる。それではほんとうの低額所得者は救われぬ。そこで勤労控除一五％をせめて一七％まで引き上げれば、最低の給与所得者が助かる。控除の限度を引き上げるよりも、一五％をせめて一七％まで引き上げるべきであつたが、なぜ大臣はこの方に先に手をつけたか。少くとも低額所得者に重点を置くならば、この方が先であつた。その点の大臣の御答弁を願ひます。

○一萬田国務大臣 主税局長から答弁をさせたいと思ひます。
「これは政策的な問題ですよ」と呼ぶ者あり」

○松原委員長 補足説明をさせます。
○渡辺政府委員 先ほど来いろいろお話をございましたが、政府として減税を一応低額所得者を中心にして減税を行なつたといふことにつきましては、もう奥村委員のよく御存じのように、今の表をござん願ひまして、たとえ一万円の場合におきましては四割、それから一万五千円の場合には、それが一割九分三厘、こういうふうな軽減割合になつておりまして、軽減の割合をござん願ひますれば、やはりこれが

低額所得者を中心にしたものだといわれはれておられます。ただこれに對しまして奥村委員の御主張は、あるいは絶対額、あるいは百円当りの額がとかく下の方が大きくなければ、これは低額所得者に重点を置いた減税でない、こういうふうな御意見のように思ひますが、これは、ある意味において意見の違ひといふふうにいわざるを得ないと思ひますが、われわれといひましては、とにかく現在におきまして低額所得者の方が御承知のように相当負担は軽くなつております。従ひましてこれに對して、たとえはこの負担を半分にするといふことにいたしましても、軽減する額といふものはおのずから一応の限度があるわけであつた。一方の人は、たとえは一割負担といふことになりまして、現在の負担が大きいといふことによりまして、やはり額としては大きくならざるを得ないわけであつた。従ひまして、要するにこのものの見方のポイントを置くかといふことで、おのずからやはり意見の違ひが出てくることはあり得ると思ひますが、われわれは今のような立場に立ちます限りにおきまして、その看板に偽りありといふたような意味のものは考へておらないのであります。

それからもう一つ、限度の引上げをなぜやつたかといふような点につきましては、これは低額所得者の問題とは多少離れますが、税制全体として考へて参りますと、やはり現在の三十万円で頭打ちしているといふことにつきましては、どうもそのへんの階層におきましての負担といふものが、とたんに重くなるといふこともござりますので、これはやはりある程度引き上げるべき

じゃないか、こういう意味で今度の提案をしてゐるわけでございます。御了承願ひます。

○奥村委員 ただいまの御答弁は、大蔵大臣の御答弁でないから、はなはだ食い違つてゐる。大蔵大臣がたまたまお話になつたのは、低額所得者が特に生活に苦しんでゐるから、その低額所得者に重点を置いて減税しよう、これが今度の減税の建前だといふのです。そうしたならば、五万円の給与所得者と一萬円の給与所得者といへば、一萬円の給与所得者によけい減税するの

が、大臣のお言葉通りにする、限度引き上げに對して、四万五千円を六万円に引き上げるのは、二万五千円以上の月給取りだけが喜ぶ。これは地方の税務署に行つてごらんないさい。この減税法案と肝心の関係のある税務署でも、二万五千円の月給をもらつてゐる税務署員は、一税務署に何人おられますか。百人の税務署員に二、三人です。あとはそういう限度引き上げて恩恵を受ける税務署員はおらぬ。そういうふうな減税で、低額所得者、特に生活に苦しんでゐる者に減税しますと言へますか。大臣は、生活に苦しんでゐる一番下の人に減税するとおっしゃつた。大臣の御答弁をお願いいたします。

○一萬田国務大臣 今回の税の改正で所得の低い人ほど減税の割合が大きくなつてゐると私は承知しております。それでいいんじゃないでしょうか。むしろおっしゃる通りに、所得の少ない人は税を一つもかけないといふように持つていく、下ほど絶対額の税も軽くなる、それができれば、私はそれも一つの考へ方で、いいと思ひますが、しか

し今度の税制によって、従来にくらべて比較的割合としてほかの人よりも自分たちが税が軽くなったということが言えれば、それも一つの減税としての考え方じゃありませんか、私はそういうふうに考えるわけでありませう。

○奥村委員 われわれは国民を代表して、この民主党内閣の減税の内容をここで真剣に討論してやるが、今のような大臣の御答弁では、なるほど低額所得者に今度は減税になったという気持は、おそろしく起らぬと思えます。けれどもこれ以上お尋ねしても、大臣からこれ以上納得のいくような御説明は得られないと思えますから、この問題はやめておきたいと思えます。

次に私は預金利子の免税について大臣のお考えを承りたい。これについてはこの前もお尋ねしました。世界の各国にほとんど例のないことを、また日本の税制でもこれは初めてのことであるが、これをもう少し突っ込んでお尋ねをいたしておきたい。大臣も御存知の通り、すでに十万円までの預金は、国民貯蓄組合等の規定によって免税になっておる。家族の数が多ければ、家族名でみな分割して預金する、また幾つもの金融機関に分けて預金する、というように、やり方によっては何百万円の預金でも十万円以下の分割して預金すれば全部税金がかからぬ、そういう状態なんです。としたならば、それ以上の何千万円、あるいは億に近いような高額な預金を預けておる人の利子を免税する、そういうことを今ここでなせなければならぬか。しかもすでにこれは民主党の手で、前々国会で分離課税をやっておる。この上はつきりと

税の義務をこういう大口預金者に全然免除するというところで税の公平を乱すことは、どういう意味を持つかということについてお尋ねをしてみたいと思うのであります。さてそこで大臣にお尋ねしますが、さような処置をとって貯蓄を増強しよう、そうしてそういう大きな所得者、大きな金持ちの方の貯蓄を進めよう、こういう意味合いにおいて今度の免税をなさろうとするのか、お尋ねします。

○一萬田国務大臣 今回の処置によって私の目的をいたしておりますことは、何としてもしばしば皆様からも言われますように、金利は高い、それから資金は少い、人口が多くて、そうしているのだから、儲けにくい、金がおかしい、儲けにくい、というふうな考え方は、これは学問的に言えども、どういふふうになりませうか、そういう状態、姿が日本の現状と想うのです。それでむろん税制とか税理論とかいうことだけから考えると、私はいろいろと批判の余地があることは覚悟いたしておるのではありませんが、何としてもここで資金の蓄積を増大して、資金の量もふえ、金利も下り、資金が円滑に回って事業も起る。こういうことをこの際推し進めべきであるという決意から来ているのであります。結果においては、どういふ人がどういふふうな預金をして下さるものか、貸し出し金利も下り、さらに預金金利も下る、こういうふうな状態をここで馴致しなければならぬというのが私のねらいであります。

○奥村委員 私のお尋ねしたのは、十万円まではすでに免税になっておる、

しかもこれを幾つも分割すれば百万円、二百万円程度でも免税になる。としたならば、今度の免税で恩恵を受けるものは、巨額な預金をしておる方だけである。従ってこれによって貯蓄がふえたとすれば、そういう大きな金持ちの預金だけがふえるという結論になるのだが、大臣はそうお考えにならぬのですか。

○一萬田国務大臣 従来の預金政策で、果してそういうふうに分けてどれだけの対象になるか、これは非常に議論の対象になると思えますが、私の考えは、果してそういうふうに分けておるに現在でも分けておるとすれば、現在のおところでも相当大きな額が――やはり大金持ちの人が免税の恩恵に浴しておる。従いまして私は、この際資本蓄積という重大な、また大きな目的を達成するために、税を全部やめて、そして同時に国民運動を展開してこの貯蓄の増強をする。それは同時に、他面において消費の節約を伴うことであり、物価の安定を期するゆえんである、こういうふうな考慮から来しておるのであります。別に私は、たとえは今お示しのように、一億も持っておるような預金者で、かりに一億の金を銀行預金にしておき、下さる人があれば、それは私はけっこう、歓迎してよろしいと思っておりますが、それを目的にしているわけでは決してないのであります。

○奥村委員 私は、非常な税法上の犠牲を払って貯蓄させようということであるが、もっと方法を変えて、税の公平を犠牲にせずに、大衆の零細な貯蓄を進める方法がもっとほかにあるんじゃないかと思ふ。それをお考えにならずに、大金持ちの預金を特に免税すとい

うことによって貯蓄を増強しようというのであるが、そこに私は考えの相違があると思ふ。もっと大衆の零細な貯蓄を進めようという方策を大臣は御研究になつて、これを実現しようとなさなかつたか。

○一萬田国務大臣 結局大衆の預金がふえるということには、物価が安定しておるといふことが大きな手段であるとお考えしておりますが、やはり物価を安定させるのには、消費のいわゆる節約、こういう結果から、一方において消費の節約を伴わずしては銀行預金もふえないだろう、こういうふうな考え方をいたしております。従って銀行預金をふやす誘因を与えることが消費節約にもなり、物価の安定にもなる、こういうふうな考えで、決して大衆の多くの人々の預金をねらいにいたしてはいないことではないのであります。私はこのやり方で、十分基本において物価が安定しつつ、つましい生活になる、こういうふうな考え方をしております。従ってたんに預金とばかりいうふうなものが将来において再びあり得る状態が社会情勢で馴致されても、物価が安定してくると、これが銀行預金に回っていく、こういうことも自分としてはねらいにいたしております。

○奥村委員 大衆の零細な貯蓄も、物価が安定すれば進むというものであります。それが、それならば、今の分離課税について、わずかの五%の課税率ならば、これをしめわさずにはすさなければならぬことはいないのじゃないか、そこをお尋ねいたします。

○一萬田国務大臣 これは貯蓄の増強をやる場合に、しからば今日大衆の人

がすべて預金をしておるかというところで、私は全体の社会情勢というものを貯蓄増強に打ち込むという態勢において、大衆の預金量もふえていく、こういうふうな考え方をいたしておるわけでありませう。

○奥村委員 ほとんど意見が食い違ふのですが、大臣は所得税法において、もし国民が税金をこまかしたならば、どういふ刑罰を受けるか御存じですか。所得税法において、最高の刑罰は何を受けるか御存じですか。

○一萬田国務大臣 むろん脱税になるのでありますから……。

○奥村委員 脱税の刑罰は……。

○一萬田国務大臣 具体的刑罰は、私はほんとうを申すと知りませんが、むろん体罰までいくのではないかと思ひます。

○奥村委員 体罰は三年の体罰を受けるのですが、日本の税の刑罰は世界に比べて重い。それほど重く課税の義務を課してあるのに、大金持ちの銀行預金、あるいはその他の預金だけは税金をかけるまいというところは、いかに税の公平の原則を破るか。これは議論になり、それから言ひませんが、それによって、そういう負担税力のある銀行預金者に全然所得税をかける。従って住民税の所得割もかけない、こういうふうなことになる。その心理的影響はどうなるとお考えになるか。たとえば、これからわれわれは農業課税の減免を考へていかなければならぬ。あるいは勤労者の減税も考へなければならぬ。事業税撤廃の陳情もある。そういう場合、どうしても税の公平上がまんすべきものはがまんしてやらなければならぬ。ところが、一方こういう大

金持ちの預金の利子の税を全免するといふふうなことをしておいて、ほかの大家の陳情を押えていくことができるか、不平を押えていくことができるか、その心理的影響を大臣はお考えになったか。国の財政を担当する責任ある大臣として、この点をお考えになつて今の処置をなさるのかどうか。

○一萬田國務大臣 ちろんそういう点は十分考へての上であります。私が考えますことは、ちろんしばしば申し上げましたように、税理論の公平な見地からいへば、いろいろ批判がある、このことは私も初めから率直に申し上げておるわけでありました。ただし、一方から大口の預金にしても、預金者が将来の物価変動の危険を見つて非常に安い金利——また預金があれば預金利息というものはちろん下つていく。そういう安い金利がまんして、これを産業のために使わせるわけですね。こういう点もやはり全体として考慮する必要があるだろう、こういう考え方をいたしておるわけでありました。

○農村委員 大臣にお尋ねします。言葉じりをつかまえるわけではありませんが、預金者の預金金利は安いから、なるべく税金を免税していく。ところが私の調べた範囲におきまして、日本の預金の金利は、諸外国の預金金利よりははずっと高いように思ふ。米國において預金の金利は幾らになっておりますか。英國において、あるいは西ドイツの預金金利は幾らですか。日本の預金の金利と比較して、日本の方は安いのですか、その点を一つお尋ねいたします。

○一萬田國務大臣 ちろん日本の預金の金利が高いから問題があるのであ

りまして、ですから、ここでこういう資本蓄積をはかつて、預金の金利も貸出金利も下げることで、日本経済を再建する上においてぜひとも必要であるという見地に立っておるので、私は先ほど預金の金利が安いから税金はかかぬでもいいとか、安いからかかぬ、そういうわけではないのであります。ただ全体として、かりに大口の預金者というものをから税をとらんでだけしからぬじゃないかというふうな考え方に対しては、そういうふうな物価の変動にもさらされつつ、しかも安い金利でがまんをして、日本産業の再建に最も必要な資金を供給するという点も、別に税と関連するのではないが、大口預金者の立場を考へました場合、そういう点もやはり考へてみる必要がある、こういうふうなただ申しただけであります。

○農村委員 米國では預金金利は六ヵ月以上で二分五厘、イギリスで四分、日本は一年以上ですと六分、非常に日本は金利が高い。ところが一方英國や米國では、そういう預金金利に対して総合課税で税金をかけている。日本は分離課税で税率を落しているところへ、今度は全然税金をかけない。こちらの方が金利の高いところへもってき、税金をかけないということになる。諸外国と比較すると、預金者にべらぼうに國が保護を与えようということになるのだが、そういうことを大臣は御研究の上でなさるのですか。

○一萬田國務大臣 そういふふうに預金金利が高い、これをいかに安くするか、下げるようにするかという考えからきているのであります。

○農村委員 どうも食い違つてのれん

と押しおしい感じがする。そこでと尋ねたいしますが、かりにここに財産を持っている人が預金にする、貸付信託などにすれば、五年ものなどになりますと年九分近くの利子がつく、これは所得税も住民税もかからない。ところが一方株式を持しますと、今株の相場は下つておりますけれども、しかし大多數の株主というものは長期に株を持っていますから、株主の株券を持つていては立場からいいますと、今度の免税によつて、株を持つていてより預金を持つていての方がずっと有利になる。従つて今回の制度によつて銀行の預金はふえるでしょう。しかし株式の増資払い込みというものは鈍つてくる、そうすると金融資本がどんどんふえていくが、産業資本はふえない。ところが今日の日本においては、どうしても自己資本蓄積が大事である、今日の日本の要求から、同じ資本蓄積であるが、自己資本の増強についてこれは逆行するのじゃないか、かような感じがいたしますが、大臣の御所見はいかがでしょうか。

○一萬田國務大臣 私の考えでは、資金もふえ、かつ一般の金利も下る、こういうことによつて、株式発行にしても順調になっていくのであります。特に株式に悪い影響はないと思ひます。また直接家の関係においても、個人的株式配当については、また別途に処置を講じてあるので、いわゆる自己資本、言いかえれば株式を新規発行することに支障はないかという質問に対しては、私はさうに考へておりません。

○農村委員 それでは非常な犠牲を払うて銀行に資金を蓄積させようといふのであります。さらに銀行の経理についてお尋ねをいたしたい。そういう犠牲を払うて銀行の金を集めるが、銀行に集まつたその金が、必ずしも國の経済再建に最も有効に利用されるという保証は私はないと思ふ。減税までして銀行に金を預けるのはいいが、その預かつた金を銀行は自由に融資しておる。國家の真に必要な経済再建に有効にその資金を動員するような態勢になつておらぬと思ふ。この点について大臣はどう考へるか。

○一萬田國務大臣 お答えを申し上げます。そういうふうな、國家が利益を与えて蓄積される資金であるから、これには当然ひもがついて、國家的な目的に使用すべきであるという御意見については、私はさうだと思つていません。ただそれをどういふふうな方法でやるかという点において意見の相違があり得るかと思ふのであります。私の考えでは、今回経審のうちに産業計画を立案いたします産業計画委員会といひますか、そういう一つの委員会ができましたら、総合的見地から日本の産業計画をやる、どういふふうな産業をどういふ規模において今後育成し、あるいは拡大していくか、あるいは維持していくか、こういうことが策定されるわけですね。この策定に基いて、これは何ほどの資金の資金ではありませんが、全体の市場資金を流していく。それで、それならその策定に基いてすぐ法律——あるいは前の資金調整法的な、あるいは統制的なものでいくかどうかという問題はあります。私にはそれが一応、今日銀行にありま

す融資自主規制委員会を活用いたしまして、その計画に沿つて自主的にや

らせる、なおしかしそれが所期のようにならぬようになれば、私はこの資金が國家目的に沿つて流れるように措置をとりたい、かように考へておるわけでありました。

○農村委員 ただいま大臣の言われた、その産業計画委員会とか融資自主規制委員会とかいふのは、法制的にできておるのですか。それからそれはどこにあるのですか。それを具体的に

○一萬田國務大臣 これは、今回経審庁の中にそういう委員会ができることになつておるわけですね。

○農村委員 それは法制的にできておるのですか。もう一つ、金融の規制委員会というの、これも法制的にできているのですか。計画だけでも、それを銀行が実行しなければ何にもならぬが、実行の保障はとれるのですか、その点をお尋ねしたい。

○一萬田國務大臣 お答えします。自主規制委員会は法的なものではありません。これは自主でありまして、銀行協会のうちにある委員会でありまして、これは今日不景気の資金を押える役目を果しておる自主的なものであります。がしかし、先ほど申しました経済審議庁の策定に基く産業計画に沿つて資金を流すということが自主的にいかぬとなれば、ちろん私は、必要があれば法的な措置もとる、こういうふうな考へておるわけでありました。

○古川委員 関連質問……先ほどの農村委員の質問に関連したことでありま

すが、預金金利に対する税の廃止は、われわれは当初は、一千億円の預貯金の増額になり、そのふえる何割かを國家的な目的に使われるのだと思つ

ておったところが、この間からの説明で、そういうことではないということがわかったであります。ただ先ほどから質問のありましたように、株式の配当に対する所得と預貯金の利子に対する所得のつり合いがとれない。今度株式配当に対しては一五%を一〇%に減税されるが、全然ないのと一〇%では非常につり合いがとれないじゃないか。この預貯金の利子と株式の配当とは性質が違いますが、この開きは多過ぎはしないか、こう考えるのですけれども、大蔵大臣はどう考えられるか。これが多すぎ一つ。

それから預貯金の増加によって資金が潤沢になって産業の振興に役立つ、こういうようなお話でありますけれども、ただいま奥村委員からもお話がありました通りに、会社が増資する場合において非常に差がつかえる、株の持ち手が消極的になる、こういう建前からいいますと、資本が金融機関に非常に片寄って、金融機関は従来でも強いのに、さらにこれを強くする結果になり、増資等においては非常に差がつかえる。これが産業の将来のために非常に影響をもたらす、こう考えられるのでございますが、この点について大蔵大臣の御意見はどうでしょうか、お伺いしたい。

○一萬田国務大臣 お答えします。今度の預貯金に対する税法上の臨時的な措置と株式に対する税の關係であります。株式につきましても、御承知のように税法上の優遇措置を、株式発行についていろいろとっております。また株式配当についても、源泉税率についても、あるいはまた総合的な控除についても、なお今回はまた法人税の軽

減とか、いろいろあの手この手で十分考慮いたして参っておるのであります。私どもとしてはバランスがとれていると考えます。

それからもう一つの資金の流れ、こういうように多く集まった資金が思うような国家的目的に使われる保障がない、そういう点についての御質疑と思えますが、これについては先ほど申しましたように、いろいろ考え方があると思ふのです。こういうふうにして集める資金だから――それによってどれほど資金が集まるかということはしばらく別として、むしろ預金の増大が期待できるのでありますから、ある程度のものは上から縛る、こういう考え方も、私は全然否定するわけではないのでありますけれども、これはやはり時の問題でありまして、今の日本の経済の状況下においては、さような方法にすべきではない。特に市中銀行には、まだ日本銀行に対して二銭五厘という高率の借入金があるのを越えて存在していることでもあり、こういう特別に高い高利、こういうものを借りて市中銀行がさらに融資をしておるといふ点においても、金利は下りにくい状況にあるのであります。そういうふうな見地から、何といつてもまず資本の蓄積をここで十分ならしめることに重点を置く、そして資金の需給から自然金利も下ってくる、こういうふうにして持っていくたいというねらいであります。そしてこの重点的に資金を流す点については、先ほどお答え申し上げた通りであります。

○松原委員長 本日はこの程度にとどめ、次会は、明二十日午前十時より理事会を開き、委員会は午前十時三十分

より開会することといたします。
本日はこれにて散会いたします。
午後四時二十九分散会

昭和三十年五月二十一日印刷

昭和三十年五月二十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局